

豊田市 産業廃棄物基本計画

- 人・資源・情報の環^わをつなぐまち とよた -

平成 21 年 3 月
豊 田 市

「人・資源・情報の環をつなぐまち とよた」 の実現をめざして



今日、大量生産・大量消費・大量廃棄型の従来の社会のあり方やライフスタイルを見直し、物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される、いわゆる「循環型社会」の形成を図ることが必要とされています。

また、産業廃棄物については、不法投棄をはじめとした不適正処理が多発するとともに、最終処分場の処理能力の逼迫などの問題が深刻化して、産業廃棄物処理の安全性・信頼性を求める声が一段と高まっています。

これまで本市は、平成 12 年に「豊田市産業廃棄物処理計画」を策定し、平成 18 年に「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」を制定し、産業廃棄物の適正処理を推進してまいりました。

その後は、平成 17 年 4 月 1 日の 7 市町村の合併により、ものづくりを中心とする産業都市でありながら、森林を含む広大な市域をもつこととなりました。合併による産業構造や社会・経済動向の変化など、廃棄物行政をめぐる情勢は平成 12 年より大きく変わってきています。

そこで、本市では、産業廃棄物の不適正処理の未然防止を図り、市民の生活環境を保全するとともに、産業廃棄物の発生抑制及び再利用による循環型社会の形成を図るため、産業廃棄物の処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「豊田市産業廃棄物基本計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、実効ある施策の推進に全力で取り組んでまいりますので、事業者・市民の皆様には一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「産業廃棄物基本計画策定検討委員会」の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成 21 年 3 月

豊田市長 鈴木公守

目次

第1章 産業廃棄物対策の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画が対象とする産業廃棄物と業種	2
1 計画が対象とする産業廃棄物	2
2 計画が対象とする業種	4
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の位置づけ	5
第5節 市の概要	6
1 地勢	6
2 人口	6
3 産業構造	7
第2章 産業廃棄物の現状と予測及び課題	11
第1節 産業廃棄物の発生及び処理の現状	11
1 概要	11
2 発生状況	14
3 処理・処分状況	15
4 広域処理状況	19
5 市内排出事業者の意識調査結果	21
6 適正処理の状況	23
7 本市における産業廃棄物処理の特徴	26
第2節 前計画の検証	28
1 目標値の達成状況	28
2 種類別発生量等の比較	29
3 アクションプランの実施状況	30
第3節 産業廃棄物の発生量の将来予測	38
1 発生量の見込みの考え方	38
2 発生量の見込み	38
第4節 産業廃棄物処理の課題	40
1 新たな計画の必要性	40
2 引き続き3Rの推進が必要	40
3 不適正な処理への対応が必要	40
4 市内の処理施設の充実	40
5 情報提供の充実・意識の向上	41
第3章 産業廃棄物基本計画	42
第1節 計画の理念	42

1 計画の理念と方針.....	42
第2節 計画の目標.....	44
第3節 施策の展開.....	46
1 産業廃棄物の発生抑制と資源化の推進.....	47
2 産業廃棄物処理の監視・指導の強化.....	50
3 産業廃棄物処理体制の確立及び施設の整備.....	53
4 情報公開と監視・連絡体制の強化.....	55
5 重点プロジェクト.....	57
第4節 計画の推進のために.....	59
1 役割分担.....	59
2 計画の推進体制.....	60
3 計画の進行管理.....	60
第4章 資料編.....	61
1 策定の経過.....	61
2 上位計画・関連計画の概要.....	62
3 用語集.....	66

第1章 産業廃棄物対策の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

近年、全国的な最終処分場の不足や、不法投棄などの問題から、産業廃棄物に対する市民の関心が高まっています。国は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」及び「循環型社会形成推進基本法」を制定し、関係各法令を整備してきました。

その結果、全国の産業廃棄物の発生量は概ね横ばい傾向で推移しているものの、約4億トンと膨大な量である上、最終処分場の不足は続いています。

産業廃棄物への対策を含めて、国は循環型社会を形成するために平成15年に「第1次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、続いて平成20年に「第2次循環型社会形成推進基本計画」を定めました。第2次循環型社会形成推進基本計画では、環境の保全を前提とし、3Rの推進と適正処理の実施など、循環型社会の形成推進に当たっては、常に持続可能な社会の構築に向けた視点を持ち、低炭素社会に向けた取組や自然共生社会に向けた取組と統合した取組を進めることとしています。

愛知県では、平成15年に「あいち資源循環型社会形成プラン」を策定し、同プランの行動計画として平成16年には「あいちエコタウンプラン」を策定して、循環ビジネスの創出と事業化の促進を図っています。また、平成15年には「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」を施行し、さらに、平成19年に「愛知県廃棄物処理計画」を策定し、環境負荷の少ない循環型社会の形成をめざす取組が進められています。

このような中、豊田市（以下「本市」という。）は、平成10年4月に中核市に移行し、産業廃棄物処理行政に係る県の事務等が移譲されたことに伴い、平成12年9月に「豊田市産業廃棄物処理計画」（以下「前計画」という。）を策定しました。その後8年が経過した現在、各種リサイクル法の整備が進み、社会・経済活動が循環型社会の形成に向けて動き出してゼロエミッションをうたう事業者も現れました。しかしその一方で、再利用できずに処理しなければならない廃棄物を受け入れる最終処分場については、安定的な確保が難しい状態にあります。また、産業廃棄物の不適正処理に関する問題は依然として発生しています。近年では、処理に要する負荷を低減させるため、地域で資源が循環できる仕組みづくりも求められています。

平成17年4月には周辺町村と合併し新豊田市が誕生し、市域が拡大したことから、市内の事業者の数や構成が変化したため、現状を改めて把握し課題を整理した上で新たな対策を検討する必要が生じました。

また本市は、平成20年3月に「豊田市地球温暖化防止行動計画」、平成20年12月に「豊田市環境基本計画」を策定し、低炭素社会への転換を進めています。

以上のことから、本市は、平成18年度における市内の産業廃棄物の発生・処理・処分等の状況を総合的に調査することにより、本市の産業廃棄物の課題等を整理し、持続可能な循環型社会の形成に向けて、前計画を見直して豊田市らしい産業廃棄物の発生抑制、資源化・減量化、適正処理に関する新たな豊田市産業廃棄物基本計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

第2節 計画が対象とする産業廃棄物と業種

1 計画が対象とする産業廃棄物

対象産業廃棄物は、廃棄物処理法及び同法施行令に定める以下の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物としました。

表 1.1 産業廃棄物の区分

名 称	本書における名称
燃え殻	燃え殻
汚泥	汚泥
廃油	廃油
廃酸	廃酸
廃アルカリ	廃アルカリ
廃プラスチック類	廃プラスチック類
紙くず (建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びに PCB が塗布され、又は染み込んだものに限る。)	紙くず
木くず (建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。))に係るもの並びに PCB が染み込んだものに限る。)	木くず
繊維くず (建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。))に係るもの及び PCB が染み込んだものに限る。)	繊維くず
食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料とした動物又は植物に係る固形状の不要物	動植物性残さ
と畜場においてと殺し、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	動物系固形不要物
ゴムくず	ゴムくず
金属くず	金属くず
ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	ガラス陶磁器くず
鋳さい	鋳さい
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	がれき類
動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る。)	家畜のふん尿
動物の死体(畜産農業に係るものに限る。)	家畜の死体
ばいじん	ダスト類
廃棄物を処分するために処理したもの	13号廃棄物
-	混合物

表 1.2 特別管理産業廃棄物の区分

名 称	本書における名称	備 考
廃油	引火性廃油	揮発油類、灯油類、軽油類
廃酸	腐食性廃酸	pH が 2.0 以下の廃酸
廃アルカリ	腐食性廃アルカリ	pH が 12.5 以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物	感染性産業廃棄物	
特定有害産業廃棄物 廃 PCB 等	その他特管廃棄物	
特定有害産業廃棄物 PCB 汚染物		
特定有害産業廃棄物 指定下水汚泥		
特定有害産業廃棄物 鉱さい		
特定有害産業廃棄物 廃石綿等	特定有害廃石綿等	
特定有害産業廃棄物 ばいじん	その他特管廃棄物	
特定有害産業廃棄物 燃え殻		
特定有害産業廃棄物 廃油		
特定有害産業廃棄物 汚泥		
特定有害産業廃棄物 廃酸		
特定有害産業廃棄物 廃アルカリ		
特定有害産業廃棄物を処分するために処理したもの		

注) 引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害廃石綿等以外は、「その他特管廃棄物」として整理した。

2 計画が対象とする業種

対象業種は、日本標準産業分類（〔平成 14 年 3 月改訂〕総務省）に記載された分類を基本に、産業廃棄物の発生量等を勘案し、以下の業種としました。

なお、本報告書では、業種の名称を一部省略して用いています。

表 1.3 対象業種

日本標準産業分類	略 称
<農業> 耕種農業 畜産農業 農業サービス 園芸サービス	農業 耕種 畜産 その他 その他
<林業>	林業
<鉱業>	鉱業
<建設業>	建設業
<製造業> 食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業 繊維工業（衣服・その他の繊維製品を除く） 衣服・その他の繊維製品製造業 木材・木製品製造業（家具を除く） 家具・装備品製造業 パルプ・紙・紙加工品製造業 印刷・同関連産業 化学工業 石油製品・石炭製品製造業 プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業 なめし革・同製品・毛皮製造業 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業 一般機械器具製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス製造業 輸送用機械器具製造業 精密機械器具製造業 その他の製造業	製造業 食料品 飲料・飼料 繊維 衣服 木材 家具 パルプ・紙 印刷 化学 石油・石炭 プラスチック ゴム 皮革 窯業・土石 鉄鋼 非鉄金属 金属 一般機器 電気機器 情報通信機器 電子部品 輸送用機器 精密機器 その他
<水道業> 上水道 下水道	水道業
<運輸業> 鉄道業 道路旅客運送業 道路貨物運送業 （上記以外の運輸業）	運輸業 鉄道業 道路旅客 道路貨物 その他
<卸売・小売業> 各種商品卸売業 各種商品小売業 自動車小売業 燃料小売業	卸・小売業 各種卸売業 各種小売業 自動車小売業 燃料小売業
<医療・福祉> 医療業 （上記以外の医療・福祉）	医療・福祉 医療業（病院） 医療業（その他） 医療・福祉
<学校教育> 高等教育機関（工学系のみ）	学校教育
<サービス業> 写真業 洗濯業 自動車整備業 産業用機械器具賃貸業 自動車賃貸業 計量証明事業 と畜場	サービス業 写真業 洗濯業 自動車整備業 機器賃貸 機器賃貸 計量証明事業 と畜場

注) < >内は大分類、その下の業者は中・小分類を示す。

第3節 計画の期間

平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間とし、平成 25 年度を中間目標年度とします。

第4節 計画の位置づけ

本計画は、環境基本法、循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法及び各種リサイクル法の趣旨を踏まえ、上位計画である「第 7 次豊田市総合計画」及び「豊田市環境基本計画」に定める産業廃棄物に関する事項に関する具体的な施策を示すものです。本市の産業廃棄物処理に関する最上位計画となります。

なお、その他の本市の環境関連計画としては、「豊田市地球温暖化防止行動計画」や「一般廃棄物処理基本計画」などがあります。

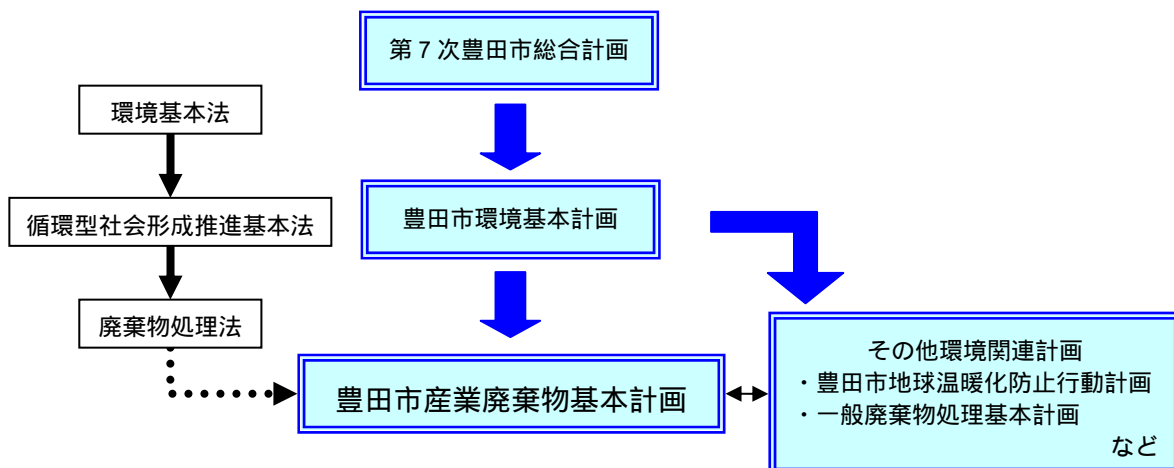


図 1.1 計画の体系

第5節 市の概要

1 地勢

本市は、愛知県のほぼ中央、名古屋市の東方にあり、濃尾平野から三河高原にかけて市域が広がっています。長野県に源を発して三河湾に注ぐ矢作川が市域を南北に貫流しています。

市の北部から東部には、三河高原に広がる山林があり、南西部には市街地と農地が広がっています。

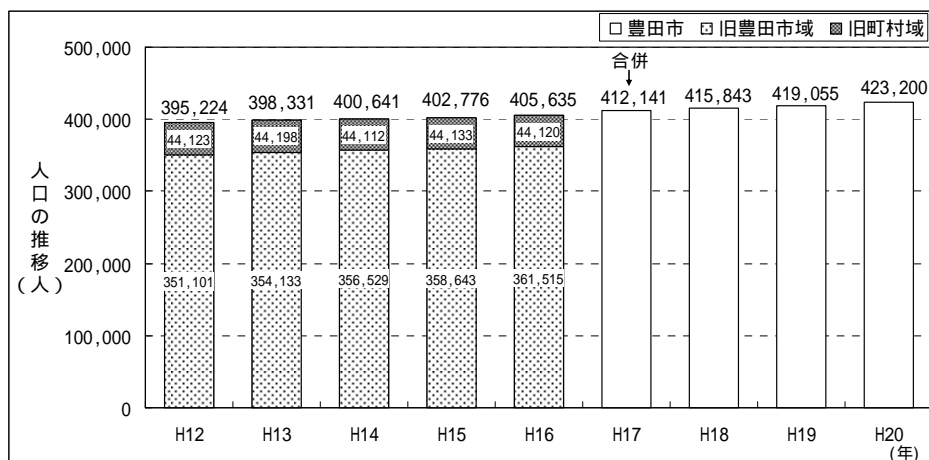
市域の面積は愛知県の市町村で最も広く 918.47km² で愛知県の約 18%を占めており、自動車産業を中心とする国内有数の内陸工業都市です。



図 1.2 本市の位置

2 人口

本市の旧町村域を含めた人口は増加傾向が続いており、平成 20 年 10 月 1 日現在、423,200 人で、名古屋市に次いで愛知県で 2 番目に多くなっています。

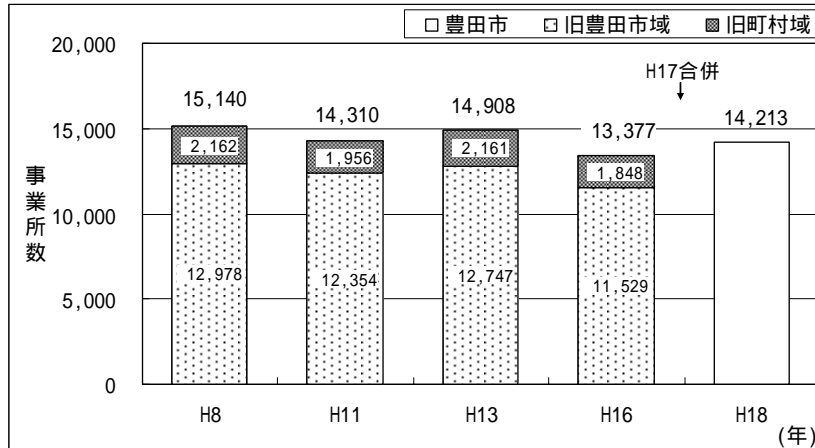


注) 各年 10 月 1 日現在
資料) 愛知県統計年鑑、平成 19 年以降は豊田市資料

図 1.3 人口の推移

3 産業構造

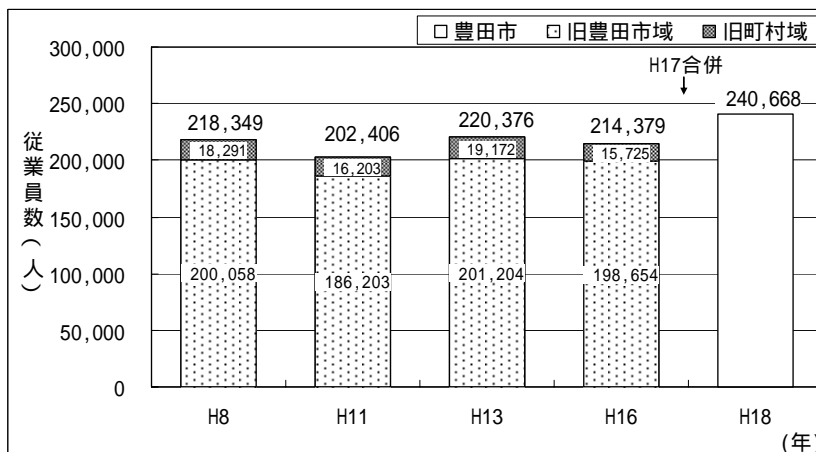
本市の旧町村域を含めた事業所数は、やや減少する傾向が続いており、平成 18 年 10 月 1 日現在で、14,213 事業所です。



注 1) 平成 8 年、13 年、18 年は 10 月 1 日、平成 11 年 7 月 1 日、平成 16 年 6 月 1 日現在
 2) 平成 11 年、平成 16 年調査では、公務は不詳
 資料) 愛知県統計年鑑

図 1.4 事業所数の推移

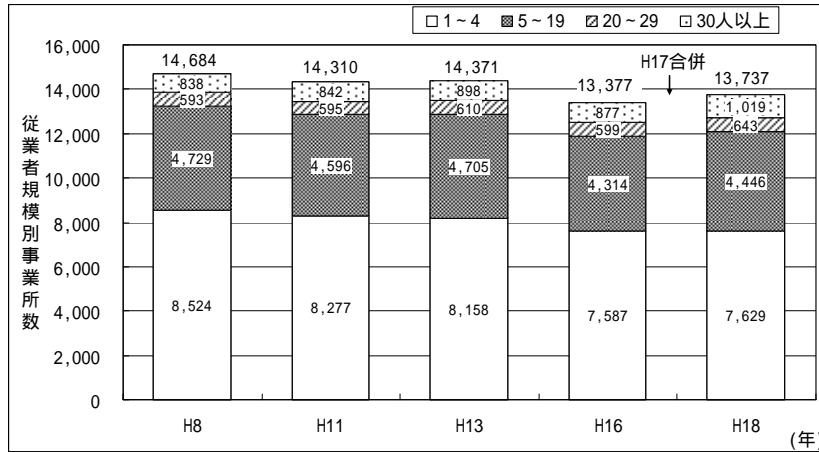
旧町村域を含めた従業員数は、やや増加する傾向が続いており、平成 18 年 10 月 1 日現在で、240,668 人です。



注 1) 平成 8 年、13 年、18 年は 10 月 1 日、平成 11 年 7 月 1 日、平成 16 年 6 月 1 日現在
 2) 平成 11 年、平成 16 年調査では、公務は不詳
 資料) 愛知県統計年鑑

図 1.5 従業員数の推移

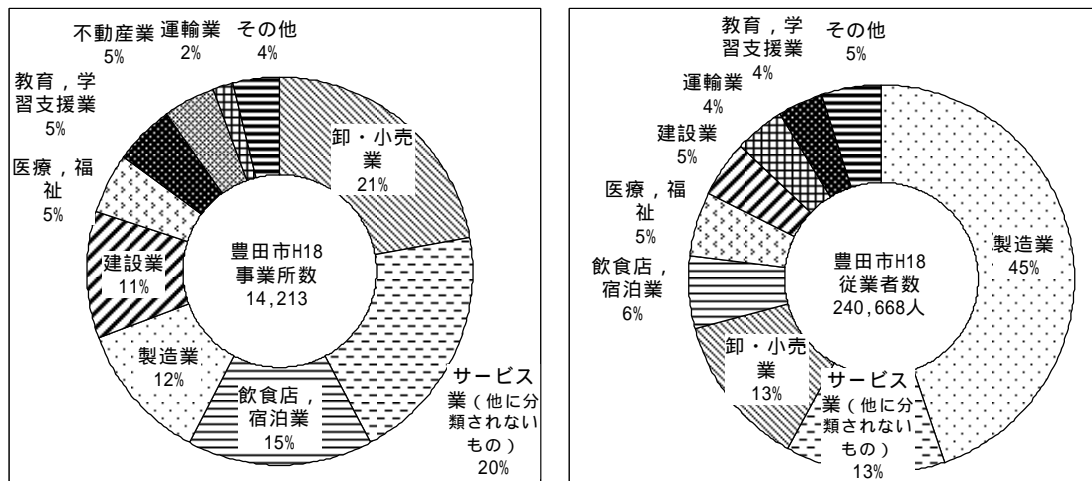
旧町村域を含めた従業者規模別事業所数は、従業者数 1～4 人の事業所数が最も多いものの、平成 16 年から平成 18 年では 30 人以上の規模の大きな事業所数が増加しています。



注 1) 平成 8 年、13 年、18 年は 10 月 1 日、平成 11 年 7 月 1 日、平成 16 年 6 月 1 日現在
 2) 国・地方公共団体を除く。
 資料) 愛知県統計年鑑

図 1.6 従業者規模別事業所数

平成 18 年の事業所数は、卸・小売業が最も多く 21%で、次いでサービス業、飲食店、宿泊業、製造業などとなっています。従業者数は、製造業が最も多く 45%で、次いでサービス業、卸・小売業、飲食店、宿泊業などとなっています。

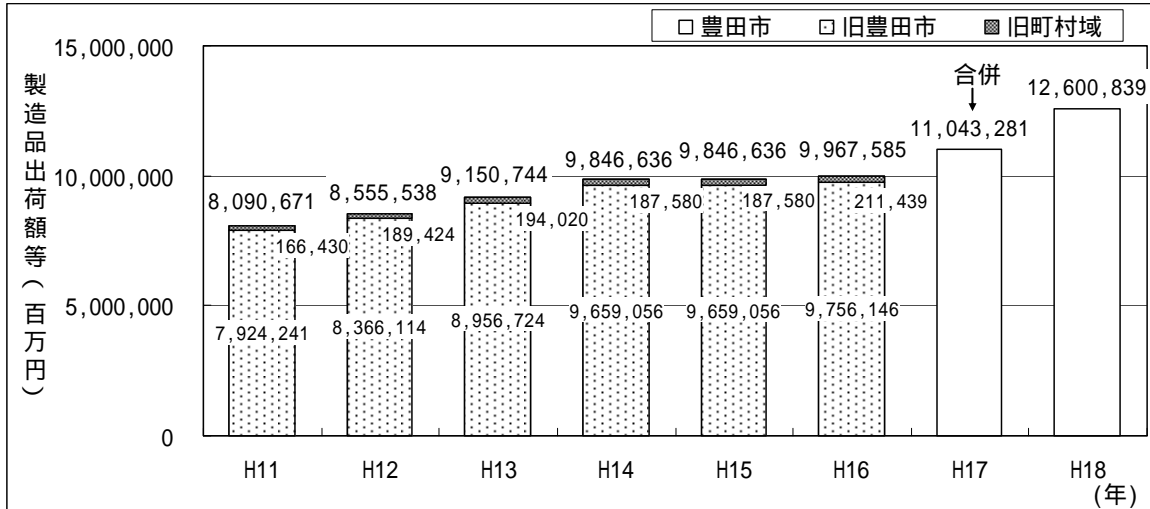


注) 10 月 1 日現在
 資料) 愛知県統計年鑑

図 1.7 産業大分類別事業所数、従業員数

旧町村域を含めた工業製品の製造品出荷額等の推移を見ると、増加傾向が続いており、平成18年では12,600,839百万円となっています。そのうち、91%を輸送用機器が占めています。

平成17年の製造品出荷額等は、本市は全国の4%、愛知県の28%を占め、市別では2位以下を大きく引き離れた1位となっています。



- 注1) 「工業統計調査」(指定統計第10号)の県、市集計結果による。
 2) 製造品出荷額等は、1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額(販売電力収入、冷蔵保管料収入)の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額である。
 資料) 愛知県統計年鑑、H18は豊田市の工業(平成18年工業統計調査結果報告書)

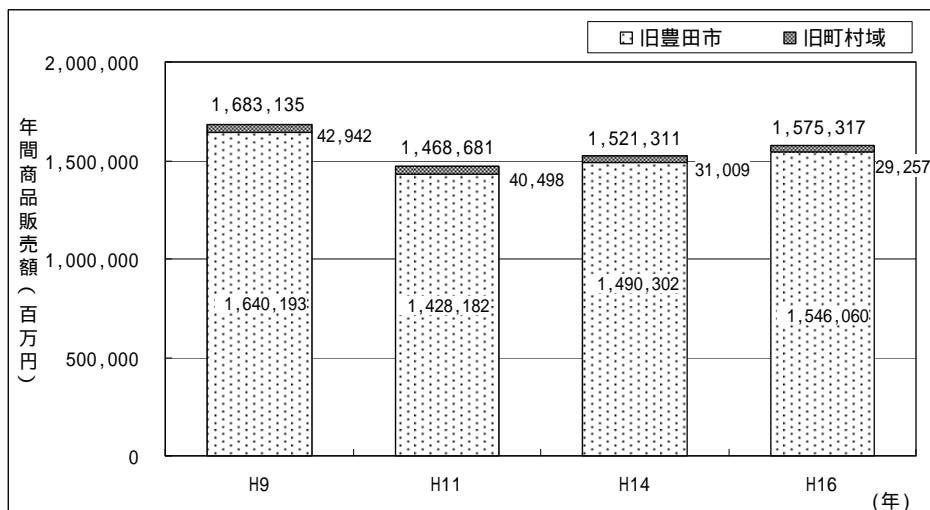
図 1.8 製造品出荷額等の推移

表 1.4 全国製造品出荷額等の状況(平成17年)

市別順位			県別順位		
順位	市	製造品出荷額等 (百万円)	順位	都道府県	製造品出荷額等 (百万円)
1	豊田市	11,037,871	1	愛知県	39,514,017
2	東京特別区	4,928,408	2	神奈川県	19,400,192
3	横浜市	4,416,376	3	静岡県	17,322,744
4	川崎市	4,229,776	4	大阪府	16,301,874
5	大阪市	4,045,047	5	埼玉県	13,802,092
6	倉敷市	3,943,990	6	兵庫県	13,477,827
7	市原市	3,876,818	7	千葉県	12,112,737
8	名古屋市	3,694,611	8	東京都	10,808,197
9	浜松市	2,753,302	9	茨城県	10,798,152
10	堺市	2,698,492	10	三重県	9,458,095

資料) 平成17年工業統計表

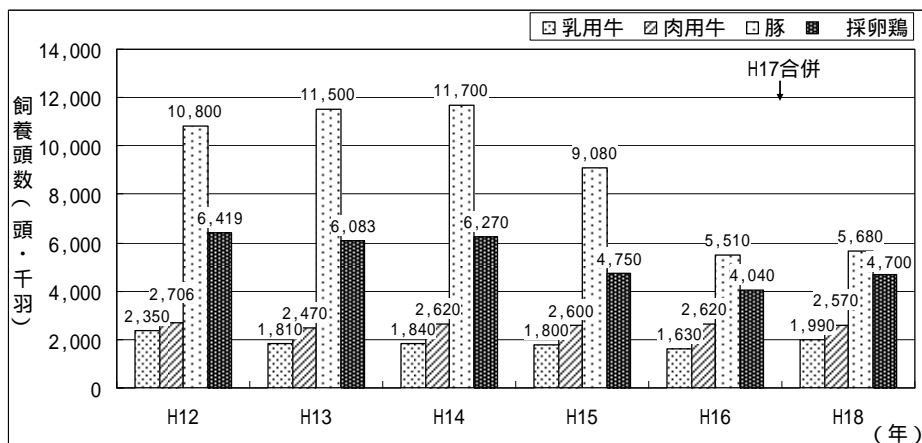
旧町村域を含めた商店等における年間商品販売額の推移を見ると、平成 11 年でいったん減少するものの、その後増加傾向が続いており、平成 16 年では 1,575,317 百万円となっています。



資料) 愛知県統計年鑑

図 1.9 年間商品販売額の推移

旧町村域を含めた飼養家畜頭数の推移を見ると、概ね乳用牛及び肉用牛が横ばい、豚と採卵鶏は平成 14 年から平成 16 年にかけて一旦大きく減った後、平成 16 年から平成 18 年にかけて微増しています。



注) 各年 2 月 1 日現在

資料) 愛知県統計年鑑

図 1.10 飼養家畜頭数の推移

第2章 産業廃棄物の現状と予測及び課題

第1節 産業廃棄物の発生及び処理の現状

1 概要

平成 18 年度の 1 年間に本市で発生した産業廃棄物の発生量は 1,340.0 千トンで、有償物量は 400.6 千トン（発生量の 30%）、排出量は 939.4 千トン（同 70%）となっています。

排出量 939.4 千トンのうち、排出事業者自らの中間処理による減量化量（230.4 千トン）及び再生利用量（221.7 千トン）を除いた搬出量は 479.2 千トン（排出量の 51%）となっています。

搬出量 479.2 千トンは自己最終処分量（0.5 千トン）、その他（0.8 千トン）及び委託処理量（477.9 千トン）に区分されます。

委託処理量 477.9 千トンのうち、委託中間処理による減量化量が 118.2 千トン、再生利用量が 327.6 千トン、最終処分量が 32.1 千トンとなっています。

本市で発生した産業廃棄物の流れをまとめると、発生量が 1,340.0 千トン、資源化量が 958.1 千トン（発生量の 72%）、減量化量が 348.5 千トン（同 26%）、最終処分量が 32.6 千トン（同 2%）となっています。

産業廃棄物の発生から処理・処分までの流れと用語の定義を次ページ以降に示します。

表 2.1 発生から処理・処分までの流れ図に関する用語の定義

記号	項 目	定 義
(A)	発生量	事業場内等で生じた産業廃棄物量及び有償物量
(B)	有償物量	(A)の発生量のうち、中間処理をすることなく、他者に有償で売却した量（他者に有償売却できるものを自己利用した場合を含む。）
(C)	排出量	(A)の発生量のうち、(B)の有償物量を除いた量
(D)	自己中間処理量	(C)の排出量のうち、自ら中間処理をした廃棄物量の中間処理前の量
(E)	自己中間処理後量	(D)で中間処理をした後の量
(E1)	自己中間処理後再生利用量	(E)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量
(F)	自己減量化量	(D)の自己中間処理量から(E)の自己中間処理後量を差し引いた量
(G)	自己未処理量	(C)の排出量のうち、自ら中間処理をしなかった量
(G1)	未処理再生利用量	(G)の自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用した量
(G2)	自己最終処分量	(G)の自己未処理量のうち、自己最終処分をした量
(G3)	委託中間処理量	(G)の自己未処理量のうち、委託中間処理をした量
(G4)	委託直接最終処分量	(G)の自己未処理量のうち、委託直接最終処分をした量
(G5)	保管量	(G)の自己未処理量のうち、保管した量
(G6)	その他量	(G)の自己未処理量のうち、その他（納入業者引取り等）となった量
(H)	搬出量	(I)の自己最終処分量、(J)のその他量、(K)の委託処理量の合計
(I)	自己最終処分量	自己の埋立地に処分した量
(J)	その他量	保管している量、又は、それ以外の量
(K)	委託処理量	中間処理又は最終処分を委託した量
(L)	委託中間処理量	(K)の委託処理量のうち、処理業者等が中間処理をした量
(M)	委託中間処理後量	(L)で中間処理をした後の量
(M1)	委託中間処理後再生利用量	(M)の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量
(M2)	委託中間処理後最終処分量	(M)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
(N)	委託減量化量	(L)の委託中間処理量から(M)の委託中間処理後量を差し引いた量
(O)	委託直接最終処分量	(K)の委託処理量のうち、処理業者等が中間処理をすることなく最終処分をした量
(P)	委託最終処分量	(O)の委託直接最終処分量と(M2)の委託中間処理後最終処分量の合計
(Q)	最終処分量	(I)の自己最終処分量と(P)の委託最終処分量の合計
(R)	再生利用量	(E1)の自己中間処理後再生利用量、(G1)の未処理再生利用量、(M1)の委託中間処理後再生利用量の合計
(S)	資源化量	(B)の有償物量と(R)の再生利用量の合計
(T)	減量化量	(F)の自己減量化量と(N)の委託減量化量の合計

2 発生状況

1) 業種別

発生量を業種別に見ると、製造業が 763.9 千ト(発生量の 57%)と最も多く、次いで、鉱業の 173.1 千ト(同 13%)、建設業の 147.3 千ト(同 11%)、農業の 93.4 千ト(同 7%)等となっています。なお、製造業では、多量排出事業者からの発生量が 8 割を占めています。

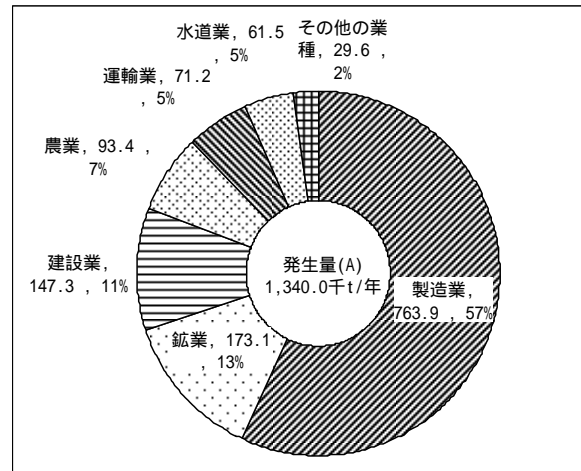


図 2.2 業種別の発生量

2) 種類別

発生量を種類別に見ると、金属くずが 454.4 千ト(発生量の 34%)と最も多く、次いで、汚泥の 298.4 千ト(同 22%)、廃プラスチック類の 138.3 千ト(同 10%)、がれき類の 132.8 千ト(同 10%)等となっています。

発生量の多い金属くず、汚泥、廃プラスチック類、がれき類の業種別の特徴は次のとおりです。

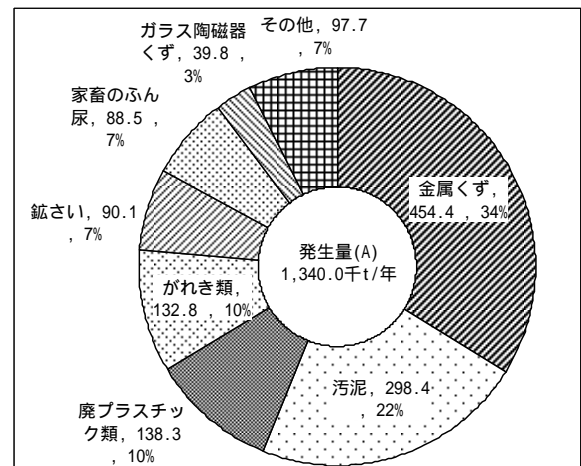


図 2.3 種類別の発生量

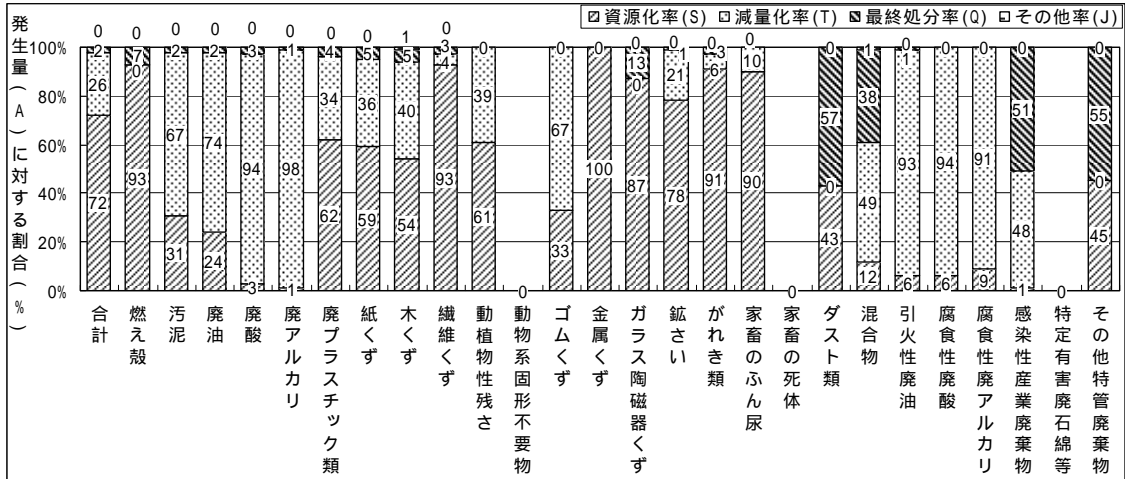
- 金属くずは、主に製造業から生産活動に伴うものが発生しています。
- 汚泥は、主に鉱業から土砂採取に伴うもの、水道業から水処理に伴うもの、製造業から生産活動に伴うものが発生しています。
- 廃プラスチック類は、主に製造業から生産活動に伴うもの、運輸業から不要になった運搬用資材、梱包資材等が発生しています。
- がれき類は、主に建設業から建築物の新築や解体、道路工事に伴うものが発生しています。

3 処理・処分状況

1) 概要

種類別に廃棄物の発生量から最終処分までの量の内訳を以下に示します。

汚泥は、発生量が多いものの、自己中間処理（主に脱水）により大幅に減量化されています。



注) 中間処理により廃棄物の種類が変化する場合があるが、すべて発生時の廃棄物の種類で集計している。

図 2.4 種類別の発生量に対する資源化量、減量化量、最終処分量の構成比

2) 中間処理量

(1) 自己中間処理状況

排出量のうち、自己中間処理量は 485.1 千トンとなっており、排出量の 52%を占めています。

種類別に排出量に対する自己中間処理量の割合を見ると、汚泥、繊維くず、家畜のふん尿の割合が高くなっています。

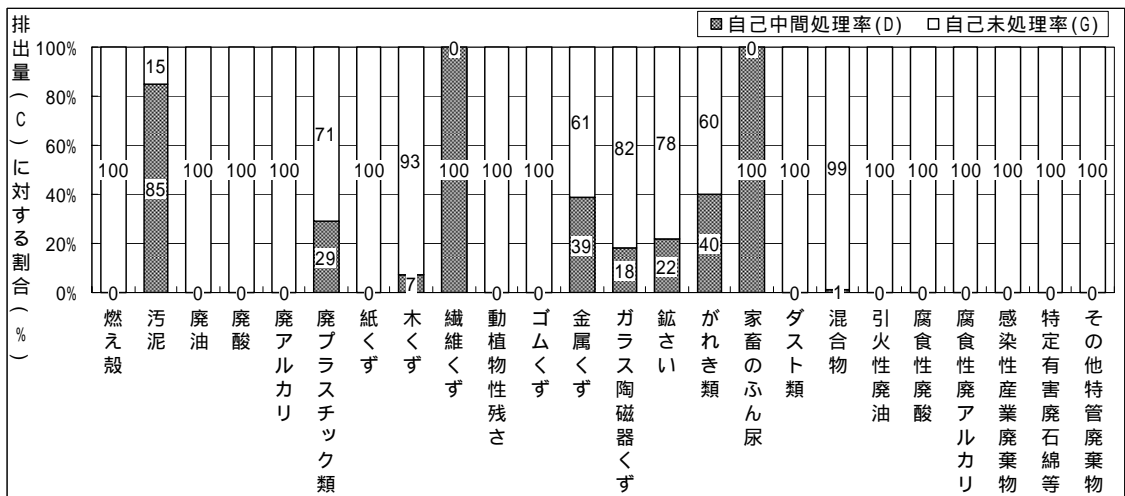


図 2.5 種類別の排出量に対する自己中間処理量と未処理量の構成比

(2) 委託処理状況（自己中間処理後の廃棄物を含む）

委託処理量は 477.9 千トであり、委託直接最終処分量が 11.7 千ト、委託中間処理量が 466.2 千トです。委託処理量の発生量に対する割合は 36% です。

委託処理を種類別に見ると、廃プラスチック類が 107.9 千ト（委託処理量の 22%）と最も多く、次いで、がれき類が 81.6 千ト（同 17%）、鉱さいが 69.9 千ト（同 15%）と、この 3 種類で 54% を占めています。

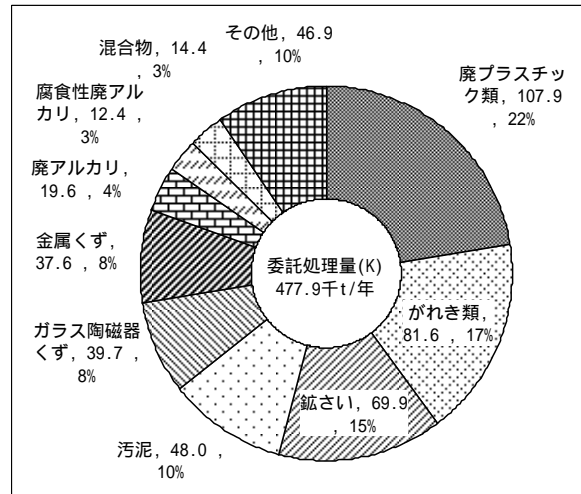
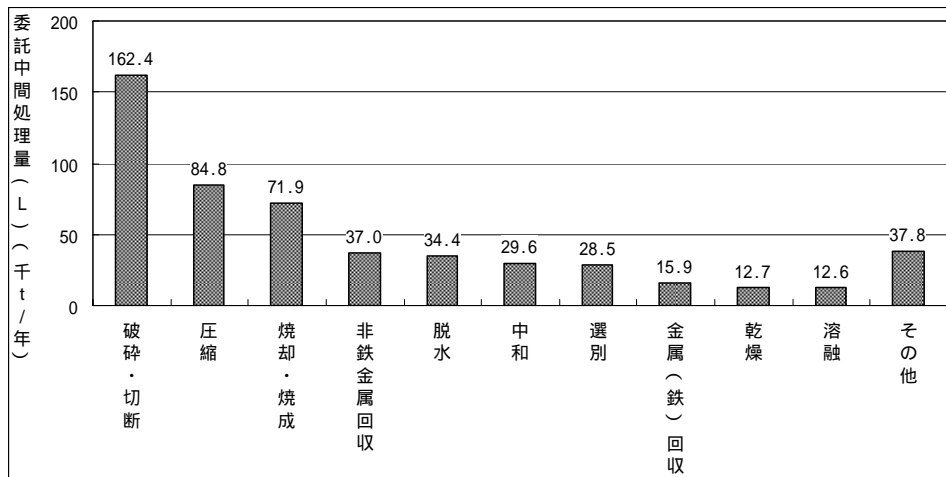


図 2.6 委託処理量

委託中間処理を処理方法別に見ると、破碎・切断が 162.4 千ト（委託中間処理量の 35%）と最も多く、次いで、圧縮が 84.8 千ト（同 18%）、以下、焼却・焼成が 71.9 千ト（同 15%）、非鉄金属回収が 37.0 千ト（同 8%）、脱水が 34.4 千ト（同 7%）等となっています。

破碎・切断処理の大部分はがれき類であり、破碎処理後に土木・建設資材として再生利用されています。圧縮後の廃プラスチック類はプラスチック原材料や燃料として利用されています。



注) 図中の中間処理量は、一次処理、二次処理等の複数処理を合算している。

図 2.7 処理方法別委託中間処理量

3) 資源化量

(1) 種類別の資源化状況

資源化量は 958.1 千トであり、発生量に対する割合は 72%です。

種類別に見ると、金属くずが 452.9 千ト（資源化量の 48%）と最も多く、次いで、がれき類が 120.5 千ト（同 13%）、汚泥が 90.1 千ト（同 9%）、廃プラスチック類が 81.3 千ト（同 8%）等となっています。

このうち、有償物量は 400.6 千トであり、ほとんどが金属くずからのものとなっています。中間処理を経た再生利用量は 557.4 千トであり、がれき類、汚泥、家畜のふん尿、廃プラスチック類が多くなっています。

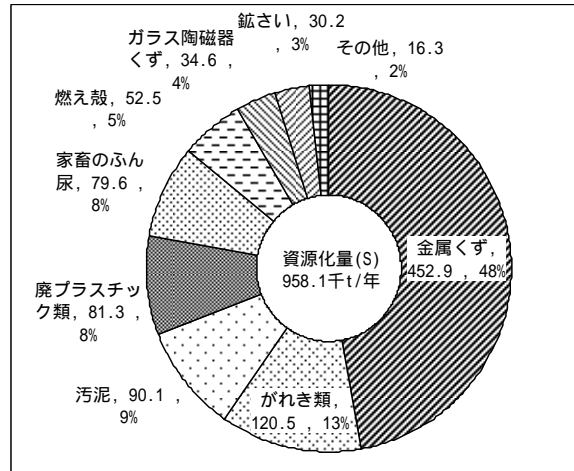


図 2.8 資源化量

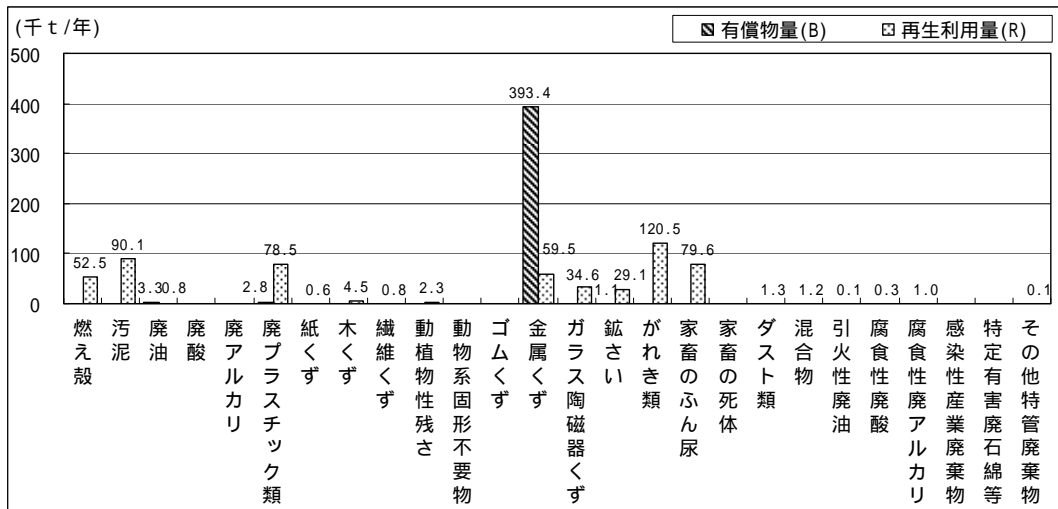


図 2.9 資源化の状況

(2) 用途別の再生利用状況

委託中間処理後の再生利用量 327.6 千トンを利用用途別に見ると、建設材料が 120.5 千トン（委託中間処理後の再生利用量の 37%）と最も多く、次いで、セメント原材料が 61.4 千トン（同 19%）、燃料が 46.1 千トン（同 14%）、鉄鋼原料が 36.2 千トン（同 11%）等となっています。

種類別に見ると、がれき類とガラス陶磁器くずは建設材料、燃え殻はセメント原材料、廃プラスチック類は燃料、金属くずは鉄鋼原料等に利用されています。

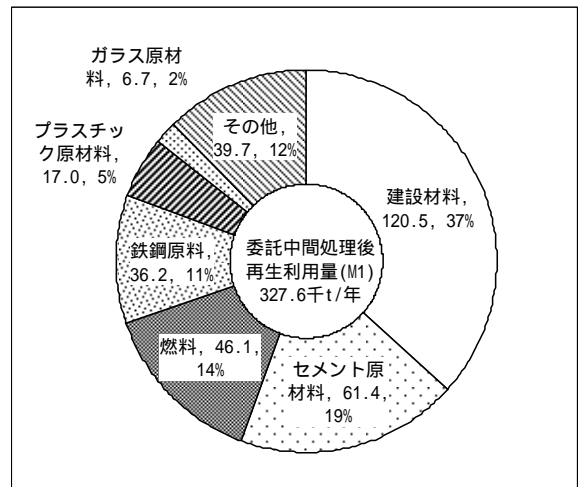


図 2.10 委託中間処理後の再生利用状況

4) 最終処分量

最終処分量は 32.6 千トンとなっており、発生量に対する割合は 2%です。

種類別に見ると、燃え殻が 9.4 千トン（最終処分量の 29%）と最も多く、次いで、ガラス陶磁器くずが 5.2 千トン（同 16%）、がれき類が 4.7 千トン（同 14%）、汚泥が 4.2 千トン（同 13%）等となっています。なお、燃え殻 9.4 千トンには、中間処理により発生したものも含まれています。

最終処分先を主体別に見ると、処理業者による最終処分量が 31.9 千トン（最終処分量の 98%）と大部分を占め、排出事業者自らの自己最終処分量が 0.5 千トン（同 2%）、自治体等での最終処分量が 0.2 千トン（同 0%）となっています。

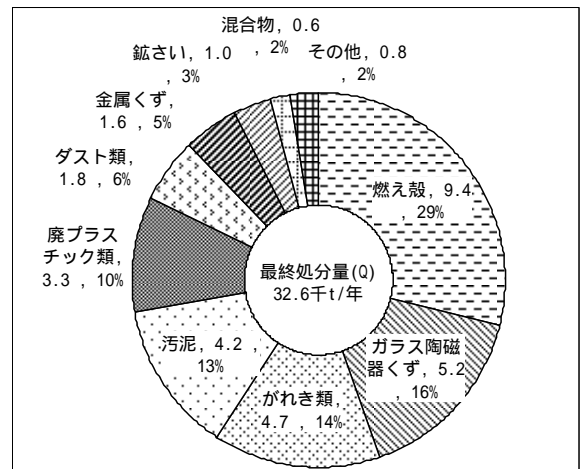


図 2.11 最終処分の状況

4 広域処理状況

1) 市内搬入量

産業廃棄物の実績報告書によれば、市内への搬入量は、中間処理目的、最終処分目的のいずれも愛知県からが最も多く、約9割を占めています。

表 2.2 市内搬入量

目的	市外 合計	東海				北海道	東北	関東	信越 北陸	近畿	中国 四国	九州 沖縄	
		愛知県	岐阜県	三重県	静岡県								
中間処理	移動量 (千 t)	617.3	594.2	7.4	2.0	10.0	-	-	0.1	3.4	0.2	0.0	-
	率 (%)	100	96.3	1.2	0.3	1.6	-	-	0.0	0.6	0.0	0.0	-
最終処分	移動量 (千 t)	11.7	10.2	1.0	0.0	0.3	-	-	0.2	-	-	-	-
	率 (%)	100	87.2	8.5	0.0	2.6	-	-	1.7	-	-	-	-
合計	移動量 (千 t)	629.0	604.4	8.4	2.0	10.3	0.0	0.0	0.3	3.4	0.2	0.0	0.0
	率 (%)	100	96.1	1.3	0.3	1.6	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0

注 1) 愛知県には豊田市を含まない。

2) 平成 18 年度実績

資料) 豊田市資料

2) 市外搬出量

産業廃棄物の実績報告書によれば、市外への搬出量は、中間処理目的では愛知県内への搬出量が最も多く約8割であるのに対し、最終処分目的では中国四国への搬出量が最も多く約4割であり、次いで愛知県、近畿となっています。

表 2.3 市外搬出量

目的	市外 合計	東海				北海道	東北	関東	信越 北陸	近畿	中国 四国	九州 沖縄	
		愛知県	岐阜県	三重県	静岡県								
中間処理	移動量 (千 t)	432.6	349.1	21.4	35.7	0.9	0.0	0.3	3.9	3.4	14.2	2.6	1.1
	率 (%)	100	80.7	4.9	8.3	0.2	0.0	0.1	0.9	0.8	3.3	0.6	0.3
最終処分	移動量 (千 t)	29.6	7.6	3.1	0.3	-	-	-	-	-	6.3	12.3	-
	率 (%)	100	25.7	10.5	1.0	-	-	-	-	-	21.3	41.6	-
合計	移動量 (千 t)	462.2	356.7	24.5	36.0	0.9	0.0	0.3	3.9	3.4	20.5	14.9	1.1
	率 (%)	100	77.2	5.3	7.8	0.2	0.0	0.1	0.8	0.7	4.4	3.2	0.2

注 1) 愛知県には豊田市を含まない。

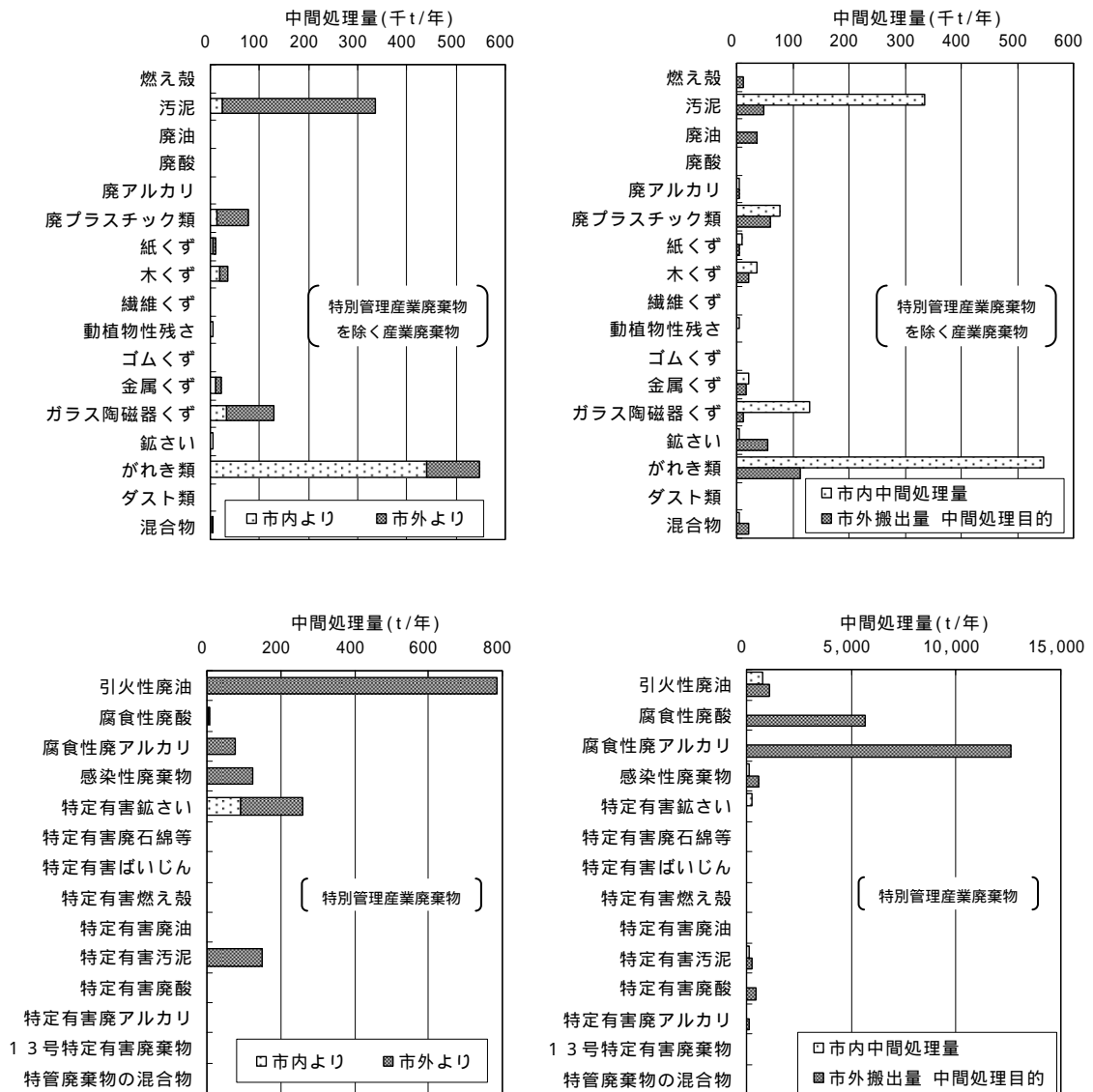
2) 平成 18 年度実績

資料) 豊田市資料

3) 品目別

産業廃棄物の実績報告書によれば、特別管理産業廃棄物を除く産業廃棄物の市内中間処理施設における処理量は、市外より搬入された廃棄物も多く含まれています。また、中間処理目的の市外搬出量が、市内の中間処理量を大きく下回っており、市内で発生した廃棄物の中間処理は概ね市内で行われていることが伺えます。

一方、特別管理産業廃棄物では、一部は市内で中間処理されていますが、ほとんどが市外へ搬出されています。特別管理産業廃棄物のなかでも市内における発生量の多い腐食性廃酸、腐食性廃アルカリは、ほとんどが市外へ搬出されています。



市内中間処理施設における
処理量の市内・市外内訳

市内中間処理施設における処理量と
中間処理目的の市外搬出量

注) 平成 18 年度実績
資料) 豊田市資料

図 2.12 市内市外移動量の比較

5 市内排出事業者の意識調査結果

平成 19 年度に産業廃棄物実態調査と同時に行った産業廃棄物に関する意識調査の結果を以下に示します。

1) 発生抑制、リサイクルに対する取組

発生抑制、リサイクルに対する取組について、実行度の高い順に「発生廃棄物の分別・選別の徹底によるリサイクル等の推進」、「有害物質含有量の少ない原材料の使用による有害廃棄物の発生抑制」、「再生品、再生資源（原料）の利用の推進」となりました。

「その他」としては、「ほとんど廃棄物は発生しない」、「生ごみ、落ち葉、枝等の堆肥化」（農業、医療・福祉）、「他用途有価物として利用研究」（鉱業）などがあげられました。

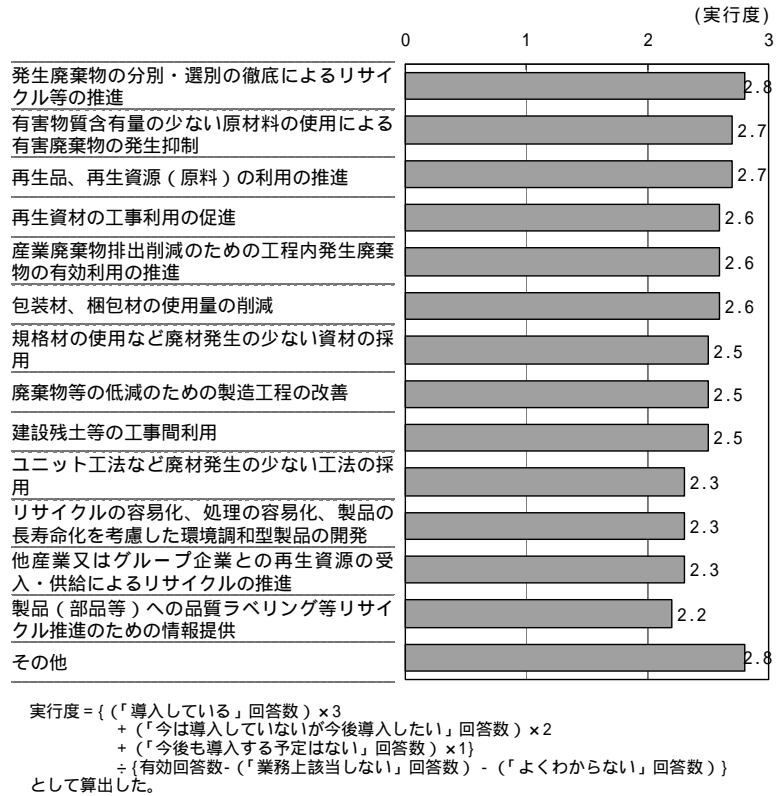


図 2.13 発生抑制、リサイクルに対する取組

2) 適正処理に関する取組

適正処理に関する取組について、実行度の高いのは「マニフェスト伝票による委託廃棄物の処理の流れの確認」、「処理業者選定の確認」、「発生廃棄物の分別・選別等の徹底」でした。

「その他」としては「処理委託業者許可更新時の確認」（製造業）、「枝・葉、生ごみ等の堆肥化」（農業、卸売・小売業）、「指導して欲しい」（建設業）などがあげられました。

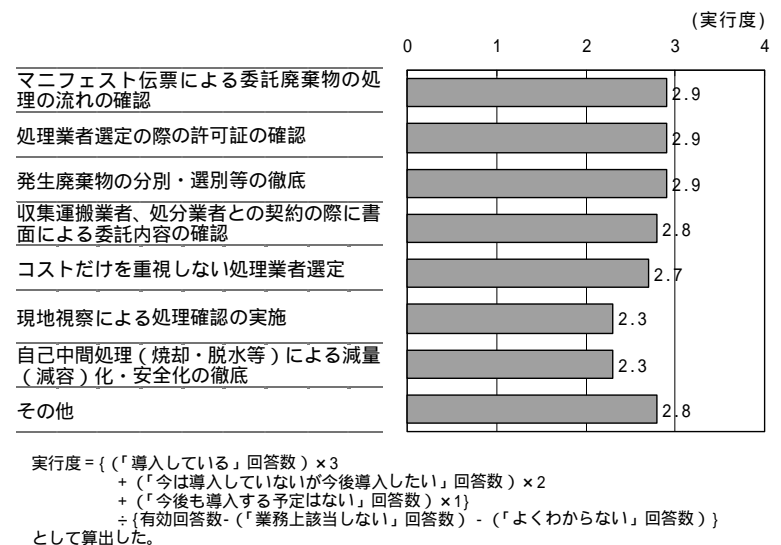
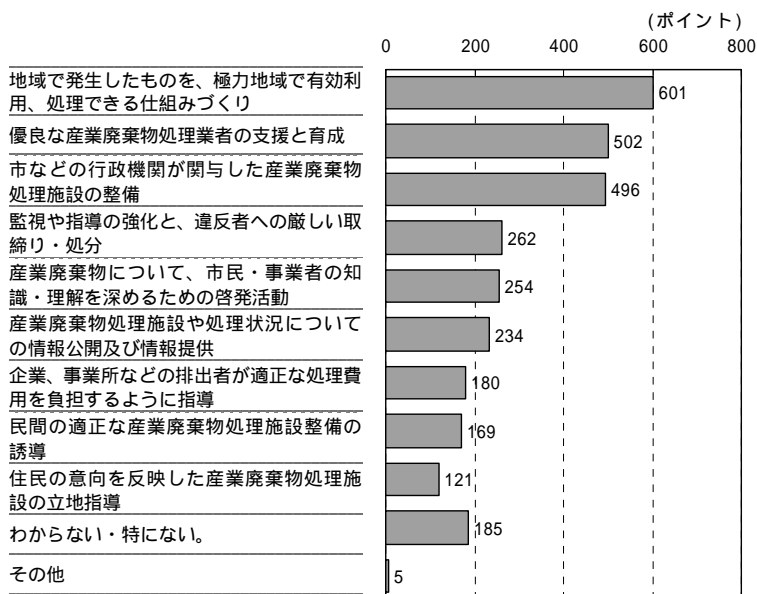


図 2.14 適正処理に対する取組

3) 市への要望

市への要望について、回答を重要度の高い順に 3,2,1 のポイントをつけて合算すると、「地域で発生したものを、極力地域で有効利用、処理できる仕組みづくり」が最もポイントが高く、次いで「優良な産業廃棄物処理業者の支援と育成」、「市などの行政機関が関与した産業廃棄物処理施設の整備」となりました。そのほか、取締りや啓発活動、情報提供などが続きました。



注) 各選択肢のポイント = (重要度 1 番目の回答数) × 3 + (重要度 2 番目の回答数) × 2 + (重要度 3 番目の回答数) × 1 とした。

図 2.15 市への要望

6 適正処理の状況

1) 本市における産業廃棄物処理施設の概要

市内の産業廃棄物中間処理施設は 459 施設で、そのうち特別管理産業廃棄物の処理施設は 17 施設です。処理施設のうち、ガラス陶磁器くずの破碎施設の能力が最も高く、次いでがれき類の破碎施設、汚泥の造粒固化施設、汚泥の脱水施設などとなっています。発生量の多い鉱さいについては、破碎とその他の施設のみで、処理能力も低くなっています。

特別管理産業廃棄物は、引火性廃油の蒸留施設の能力が最も高く、次いで感染性産業廃棄物の焼却施設、引火性廃油の焼却施設などとなっています。

表 2.4 中間処理施設

処理能力 (t/日)	処理種類											総計
	圧縮	圧縮 固化	汚泥 脱水	乾燥	焼却	選別	造粒 固化	脱水	破碎	分級・ 選別	その他	
汚泥	63	138	2,833	1,975	326	4	4,409	3,579	-	-	539	13,866
廃プラスチック類	642	215	-	-	131	1,646	-	-	749	140	77	3,600
紙くず	86	47	-	-	202	1,534	-	-	412	120	51	2,452
木くず	-	47	-	-	176	1,861	-	-	2,021	220	55	4,380
繊維くず	-	47	-	-	121	1,277	-	-	295	48	49	1,837
動植物性 残さ	-	52	-	-	160	-	-	-	40	-	290	542
ゴムくず	-	42	-	-	56	1,135	-	-	34	208	-	1,475
金属くず	818	170	-	11	-	2,786	-	-	1,230	452	691	6,158
ガラス陶磁 器くず	421	42	-	10	-	2,596	-	-	15,220	400	322	19,011
鉱さい	-	-	-	-	-	-	-	-	400	-	104	504
がれき類	-	-	-	14	-	2,934	-	-	13,378	592	320	17,238
その他	63	169	-	11	260	1	-	-	-	-	630	1,134
総計	2,093	969	2,833	2,021	1,432	15,774	4,409	3,579	33,779	2,180	3,128	72,197
施設数	45	24	21	11	35	79	1	14	126	8	95	459

注 1) 処理能力は t 換算した。

2) 複数品目を処理対象にしているものもあり、処理能力、施設数は延べ数である。

3) 平成 19 年度末現在

資料) 豊田市資料

表 2.5 中間処理施設（特別管理産業廃棄物）

処理能力 (t/日)	処理種類					総計
	焼却	蒸留	中和	中和・ 凝集沈殿	PCB 処理物 の分解	
引火性廃油	21	65	-	-	-	86
腐食性廃酸	2	-	3	-	-	4
腐食性廃アルカリ	2	-	2	-	-	4
感染性産業廃棄物	33	-	-	-	-	33
特定有害廃 PCB 等	-	-	-	-	2	2
特定有害 PCB 汚染物	-	-	-	-	2	2
特定有害廃油	-	16	-	-	-	16
特定有害廃アルカリ	-	-	-	2	-	2
第 13 号特定有害廃棄物	-	-	-	-	2	2
総計	58	81	5	2	6	151
施設数	4	7	2	1	3	17

注 1) 処理能力は t 換算した。

2) 複数品目を処理対象にしているものもあり、処理能力、施設数は延べ数である。

3) 平成 19 年度末現在

資料) 豊田市資料

最終処分場は9施設で、安定型4施設、管理型4施設、遮断型1施設です。9施設のうち、排出事業者所有の1施設を除くと、残存容量は平成18年度実態調査による市内発生に係る全産業廃棄物最終処分量の約31年分です。しかし、出捐企業により運営される(財)豊田加茂環境整備公社が所有する御船産業廃棄物最終処分場を除いた民間の処分場の残存容量で見ると、約3年分であり、最終処分場が逼迫しています。

表 2.6 最終処分場

最終処分場の種類	施設数	処分場の埋立容量 (m ³)	残存容量 (m ³)	備 考
遮断型	1	1900	70	排出事業者
安定型	4	272,631	85,822	処分業者
管理型	4	3,011,402	990,842	処分業者
			981,660	(財)豊田加茂環境整備公社
			9,182	民間処分業者

注) 平成18年度末現在
資料) 豊田市資料

2) 適正処理の状況

産業廃棄物に関する苦情は、年々増加しています。また、立入指導件数、行政指導件数、行政処分件数は増加傾向が見られます。立入検査の適合率は、90～93%で横ばいです。

表 2.7 適正処理指導の状況の推移

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
産業廃棄物に関する苦情	93件	156件	177件	211件	268件
立入件数	542件	807件	1,014件	1,307件	1,236件
処理施設の立入(内数)	(89件)	(118件)	(200件)	(580件)	(476件)
行政指導件数	53件	59件	100件	114件	88件
適合率	90.2%	92.7%	90.1%	91.3%	92.9%
行政処分件数	13件	16件	16件	18件	20件

資料) 豊田市資料

不法投棄に関しては、市民や美化活動団体、不法投棄パトロール員により、不法投棄の情報が寄せられています。

表 2.8 不法投棄件数及び処理量の推移

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
不法投棄処理件数	1,134件	1,030件	970件	846件	2,013件
不法投棄処理量	224 t	231.2 t	249.8 t	233.8 t	186 t

注) 不法投棄には一般廃棄物も含む。

資料) 豊田市環境報告書

廃棄物処理法施行規則の一部改正により、産業廃棄物処理業の優良性を評価する制度が平成 17 年 4 月 1 日から創設され、本市では平成 18 年 8 月 21 日から実施しています。平成 20 年 3 月現在で、許可業者のうち優良性評価基準適合者は延べ 15 件となっています。

本市においても、「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」（以下「産廃処理条例」という。）第 73 条に基づく表彰制度があります。

表 2.9 優良性評価基準適合者（豊田市）

	事業者の所在地			
	豊田市内	愛知県内	愛知県外	合計
産業廃棄物収集運搬業	0	3	8	11
産業廃棄物処分業	1	0	0	1
特別管理産業廃棄物収集運搬業	0	1	2	3

注 1) 1 事業者が産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の 2 分野で許可を得ているため、事業者数は 14 件である。

2) 平成 20 年 3 月現在
資料) 豊田市資料

7 本市における産業廃棄物処理の特徴

1) 廃棄物削減の取組が進んでいる

実態調査によれば、平成 18 年度における産業廃棄物の発生量は 1,340.0 千トです。発生量を業種別に見ると、輸送用機器を中心とする製造業、鉱業、建設業の 3 業種で全体の 3/4 を占めています。また、種類別に見ると、金属くず、汚泥、廃プラスチック類、がれき類の 4 種で 3/4 を占めています。

資源化・減量化率は 98%、最終処分量は 32.6 千トです。

平成 10 年度の実態調査と比較すると、発生量、最終処分量とも大幅に削減されているだけでなく、資源化・減量化率も向上しており、産業廃棄物削減の取組が進んでいることが解ります。特に、発生量の多い製造業、鉱業、建設業で、発生量抑制の成果が見られました。

一方で、発生量自体は少ないものの、発生量に占める第三次産業の割合が相対的に高くなったことと、第三次産業の最終処分率が他業種に比べ高い傾向が見られました。

2) 本市で発生した廃棄物処理の一部は市外依存している

実態調査によれば、平成 18 年度における産業廃棄物の委託処理量（中間処理+最終処分）477.9 千トのうち、市内処理は 136.0 千トで、他は愛知県内が 277.5 千ト、愛知県外が 64.3 千トとなっており、愛知県内とはいえ市外に依存するものが多くなっています。

処理実績報告によれば、中間処理目的の産業廃棄物の市内外の移動を見ると、市内搬入量の方が多くなっています。しかし、最終処分目的では市外搬出量の方が多くなっています。最終処分目的の市外搬出先を見ると、遠方の中国四国地方への割合が最も高くなっています。また高度処理が必要な特別管理産業廃棄物に関しては、中間処理目的の市外搬出量が多く、中でも発生量の多い腐食性廃酸、腐食性廃アルカリは、ほとんどが市外で中間処理されています。

3) ニーズに合った適切な最終処分場が不足している

市内の最終処分場は 9 施設あり、排出事業者所有の 1 施設を除くと、残存容量は平成 18 年度の実態調査に基づく市内発生に係る全産業廃棄物最終処分量の約 31 年分と余裕がありますが、御船産業廃棄物最終処分場を除くと約 3 年分と逼迫しています。

処理実績報告によれば、平成 18 年度は中間処理目的では市内搬入量よりも市外搬出量の方が少ないものの、最終処分目的では市内搬入量よりも市外搬出量の方が多くなっています。

このことから、市外発生分も含めて産業廃棄物を市内で中間処理しているものの、発生する廃棄物の種類に合った適切な最終処分場が不足していることから、残存容量に余裕があるにも関わらず市外に搬出して最終処分を行う、という流れが伺えます。

4) 排出事業者の意識・取組に差がある

発生抑制・リサイクル、適正処理に関する取組は実施されているものの、目標を設定している事業者は少なくなっていました。自社の廃棄物処理の実情がよくわからないとの回答も見られ、取組が進んでいる事業者と、遅れている事業者とで、意識の温度差が見られます。

第2節 前計画の検証

1 目標値の達成状況

平成 18 年度の資源化・減量化率は、発生量の 98%で、平成 10 年度より 6 ポイント増加して前計画の目標値 96%を超えています。また、最終処分量は、平成 10 年度の 127.1 千トから 70%以上減少して前計画の目標値 50%削減を超えており、発生量の 2%となっています。

前計画の目標値と比較すると、資源化・減量化率と最終処分量はすでに平成 22 年度目標を達成しています。

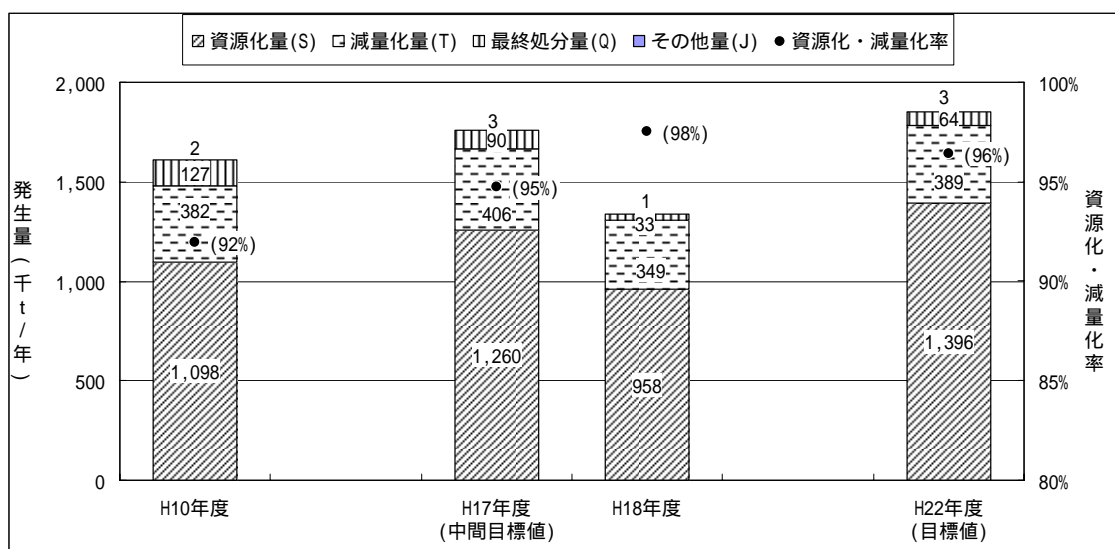


図 2.16 目標値の達成状況

表 2.10 目標値の達成状況

(単位：千 t / 年)

区分	平成 10 年度 実績値 (基準年)	平成 17 年度 減量化 中間目標値	平成 18 年度 実績値	平成 22 年度 減量化 目標値	備 考
発生量(A)	1,609.3 (100%)	1,758	1,340.0 (100%) [83%]	1,852	-
排出量(C)	892.1 (55%)	-	939.4 (70%)	-	-
資源化・減量化量計	1,480.0 (92%)	1,666 (95%)	1,306.6 (98%)	1,785 (96%)	目標値は、発生量に対する資源化・減量化率として設定
資源化量(S)	1,097.7 (68%)	1,260	958.1 (72%)	1,396	
減量化量(T)	382.3 (24%)	406	348.5 (26%)	389	
最終処分量(Q)	127.1 (8%)	90 (5%) [70%]	32.6 (2%) [26%]	64 (3%) [50%]	目標値は、平成 10 年度実績値に対する割合として設定
その他量(J)	2.2 (0%)	3 (0%)	0.8 (0%)	3 (0%)	-

注 1) 数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

2) 「-」は該当する記述がなかったものを示している。

3) () は発生量に対する割合を、[] は平成 10 年度実績値に対する割合を示している。

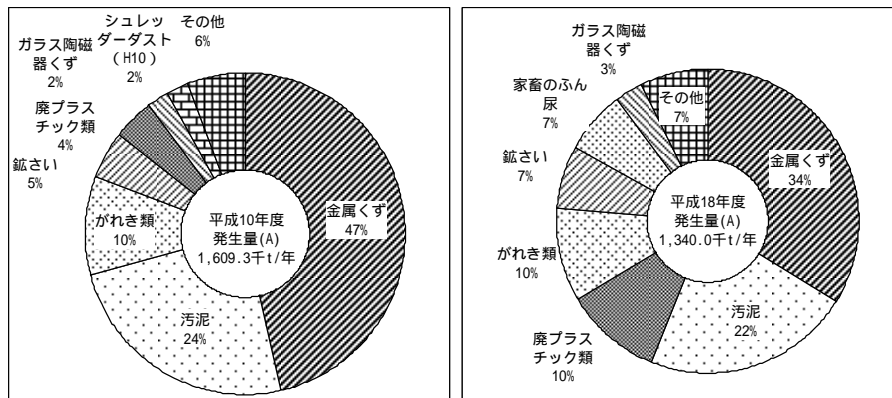
2 種類別発生量等の比較

平成 18 年度の発生量は、平成 10 年度の約 80%に減少しています。構成を見ると金属くずの割合が減少し、廃プラスチック類の割合が増加しました。

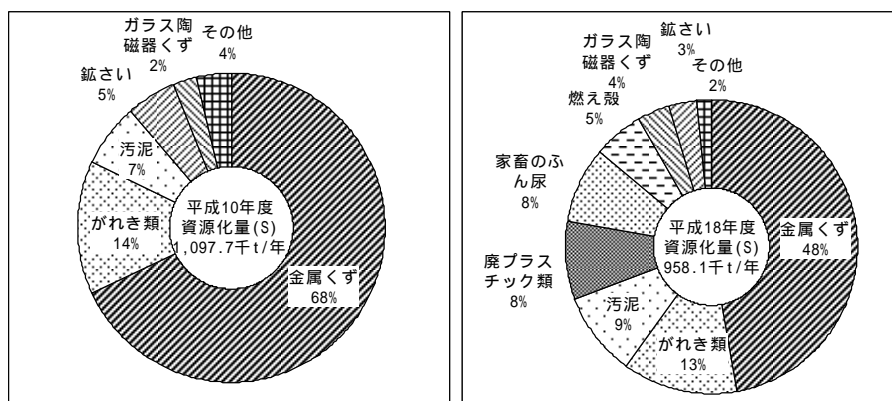
資源化量も減少し、構成では金属くずの割合が減少しました。

最終処分量も平成 10 年度の約 20%に減少しています。構成ではシュレッダーダストはなくなり、燃え殻、ガラス陶磁器くず、がれき類、汚泥の割合が増加しました。

【発生量】



【資源化量】



【最終処分量】

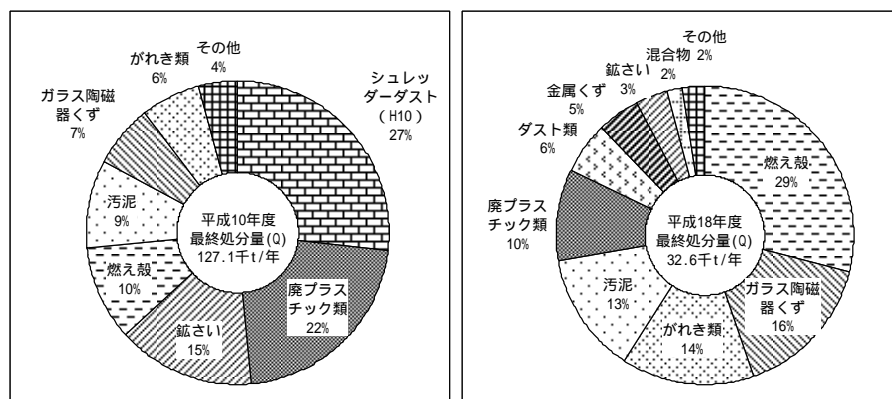


図 2.17 種類別発生量等の比較 (平成 10 年度、平成 18 年度)

3 アクションプランの実施状況

1) 産業廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進

(1) 発生抑制の推進

(ア) 環境対策監会議における産業廃棄物部会の設置

広範囲にわたる産業廃棄物問題に的確に対処するため、「環境対策監会議」の下に産業廃棄物部会を設置し、全庁を挙げた施策横断的な取組を推進する。

環境対策監会議は調整監会議に機能を移行し、アクションプランを推進してきました。また、全庁的な施策である総合計画策定において、環境共生部会が設置され、施策横断的な取組計画を設定しています。

(イ) 企業の環境 ISO 認証取得の推進

事業者による環境マネジメントシステム（ISO14000 シリーズ）の導入を促進するため、環境 ISO 認証取得のための情報提供、支援等を積極的に推進する。

企業の環境 ISO 認証取得の推進については、平成 12 年度から 19 年度まで、「中小企業 ISO 認証取得費補助制度」を活用し、審査登録費用の 3 分の 1 を補助しました。補助実績は 220 件あり、14000 シリーズは 118 件の補助を行いました。また、資料の貸出しや助言などを通じて啓発を行っています。

(ウ) グリーン購入法による環境物品等の購入の推進と普及啓発

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、環境への負担が少ない商品（環境保全型商品）やサービスを優先的に購入するグリーン購入を計画的かつ積極的に推進する。

グリーン購入法による環境物品等の購入の推進と普及啓発については、毎年度、「豊田市グリーン調達方針」を作成し、調達目標を設定しました。特定調達品目については、ほとんどの品目についてグリーン購入法適合品 100%調達とすることを目標としています。

グリーン購入ネットワークに参画する県下の市町村・業界団体・公益法人等と連携してキャンペーンを開催するなど、市内におけるグリーン購入の一層の普及促進を図る。

グリーン購入ネットワークには、平成 15 年まで参画していましたが、活動実績がなかったため脱退しました。グリーン購入については、市としては環境マネジメントシステムの中でグリーン調達方針を定め、特定調達品目購入 100%をめざしています。

(エ) 食品廃棄物の食品リサイクル法による再生利用等の推進

食品関連事業者や再生事業者の計画的かつ自主的な取組を積極的に支援・指導するため、庁内における協力推進体制の整備を促進する。

食品関連事業者や再生事業者の支援・指導のための庁内の協力体制については、実施していません。

「食」や「食品循環資源」等をテーマとするシンポジウムやパネル展を開催し、食品廃棄物の発生抑制・リサイクルに関する普及啓発を図る。

普及啓発については、エコクッキング（残飯の出ない料理方法、エネルギー消費を

抑えた料理方法)等の講習会を行っています。また、平成19年6月の環境学習施設eco-T(エコット)オープン以降、常設パネル展を通して食品廃棄物の発生抑制・リサイクルに関する普及啓発に努めています。

(オ) 環境関連シンポジウム等の啓発活動の実施

環境への負荷低減など環境配慮に係る講習会やシンポジウム等を定期的を開催する。

環境関連シンポジウム等の啓発活動の実施については、定期的に環境学習講座を開催しており、その他にも適宜、啓発活動を実施しています。平成12年度から19年度までに、156講座が開催されており、12,526人が参加しました。

(2) 資源化・減量化の推進

(ア) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の作成指導及び進行管理

計画策定事業者に対しては、発生抑制、減量化・リサイクルなどの方針を明確にした「産業廃棄物処理計画」及び「実績報告書」等の作成を指導する。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の作成指導及び進行管理については、廃棄物処理法における多量排出事業者に対して、産業廃棄物処理計画及び実績報告書の手引を作成して指導しています。

計画策定事業者が設定した目標の達成状況については、業種ごとにとりまとめを行ったうえで、環境報告書やインターネットのホームページを活用するなどして公表する。

計画策定事業者が設定した目標の達成状況の公表については、企業の秘密保持の問題があり、実施に至っていません。

計画策定以外の事業者に対しても、減量化・リサイクル等の処理目標を明確にした「産業廃棄物処理計画」の作成や自主管理体制の確立が図れるよう普及啓発に努める。

産廃処理条例及び規則を制定し、大規模建設工事の受注者に対して、廃棄物の発生量、減量及び処理の方法をまとめた産業廃棄物処理計画の作成及び提出を義務づけています。

(イ) 建設廃棄物の建設リサイクル法による再資源化の推進

建設副産物(建設廃棄物及び建設残土)については、「建設リサイクルガイドライン」や「公共工事における環境配慮指針」等に基づいて、引き続き減量化・リサイクルを積極的に推進する。また、建設残土については、建設残土再利用研究小部会において、工事間の利用をより一層促進するための検討を重ねていく。

建設副産物については、「建設リサイクルガイドライン」や「公共工事における環境配慮指針」等に基づいて、減量化・リサイクルを推進しています。残土利用については、公共残土について、工事担当関係各課が情報を共有できる残土情報提示板を活用し、リサイクルを推進しています。

公共事業の執行にあたっては、建設リサイクル法により再資源化されたコンクリート、アスファルト、木材等の再生原材料等の利用の促進を図る。

「公共工事における環境配慮指針」等により、再資源化された再生原材料等の利用を促進しています。

建設工事業者に対し、建設リサイクル法の制度の浸透により再資源化率を向上させ、また不適正な処理を防止するための講習会等の啓発活動を計画的に行う。

平成 14 年 5 月の建設リサイクル法施行後、定期的ではないものの建設リサイクル法に関する講習会を実施しました。また、年 2 回の立入り時に再資源化の指導を行っています。

2) 産業廃棄物処理体制の整備

(1) 産業廃棄物処理施設整備の推進

(ア) 産業廃棄物処理施設の安定的な設置

処理施設の設置計画者に対しては、廃棄物処理法の改正に伴う処理施設の設置手続きを踏まえるとともに、「豊田市産業廃棄物適正指導要綱」に基づいて、より安全性・信頼性の高い処理施設が整備されるよう適切な助言・指導を行う。

産業廃棄物処理施設の安定的な設置にむけて、「豊田市産業廃棄物適正指導要綱」を運用していましたが、平成 18 年に条例化（産廃処理条例）し、条例に基づいて引き続き助言及び指導を行っています。

焼却施設や最終処分場など産業廃棄物処理施設を事業者や処理業者が単独で設置することは、近年ますます困難になってきていることから、必要に応じて地域内企業、グループ企業による共同化処理、処理業者による廃棄物処理の協業化・共同処理施設の設置の促進を図る。

PCB は事業者が単独で処理するのが困難であるため、国等と協力して東海 4 県の PCB の処理を推進するための豊田 PCB 廃棄物処理施設の設置に協力しました。その他の施設については、産業廃棄物実態調査の結果を踏まえて再検討することとしています。

平成 14 年 12 月にはダイオキシン類濃度の排出基準が強化されることに伴い、廃棄物焼却炉の監視・指導体制の強化を図り、基準に適合した維持管理による適正な焼却を指導する。

ダイオキシン類排出削減対策のため、全焼却施設に立入検査を実施し、構造基準を遵守するよう指導を実施しています。構造基準や排出基準に不適合であった事業者については改善指導を実施し、基準を遵守させました。

(イ) 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の創設

地域住民との合意形成を図りながら処理施設の整備を推進するために、立地条件を規定した条例の創設の検討と処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の創設を行う。

産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の創設については、紛争予防条例を制定した後、その内容を包含した産廃処理条例を制定し、運用しています。

(ウ) 公的融資制度の活用の促進

ダイオキシン類排出削減対策など廃棄物処理施設の高度化による安全性の向上を図るため、施設の設置者に対しては、県の融資制度や日本政策投資銀行等の公的融資制度を積極

的に活用するよう、必要な指導及び斡旋を行う。

ダイオキシン類排出削減対策など廃棄物処理施設の高度化による安全性の向上を図るため、施設の設置者に対しては、「豊田市環境保全設備等整備資金融資制度」及び「愛知県環境対策資金融資制度」等の公的融資制度の斡旋を行っています。

(エ) 愛知県による廃棄物処理センター設置構想への働きかけ

公共関与による新たな事業については、排出事業者責任の徹底・強化を図った上で、民間による適正処理、リサイクル等が進まない分野に限り、豊田市の役割を明確にし、既存の公共関与の仕組みである廃棄物処理センターの設置に関する構想を愛知県に働きかけると共に産業廃棄物の処理に係る特定施設整備に関する法律を活用した施設整備の促進や支援策の拡充について検討する。

公共関与の仕組みである廃棄物処理センターの設置は、地方公共団体と民間業者が共同して設立した財団法人を厚生大臣が都道府県ごとに 1 つに限り指定する制度で、平成 12 年度法改正で指定要件が緩和された廃棄物処理センターの設置を愛知県に働きかけるものでしたが、市内には公共関与の(財)豊田加茂環境整備公社があったために、検討は行っていません。

第 3 セクターの(財)豊田加茂環境整備公社が実施する埋立処分事業については、引き続き支援・協力する。

第 3 セクターの(財)豊田加茂環境整備公社が実施する埋立処分事業については、引き続き支援・協力します。

(2) 適正処理の確保

(ア) ダイオキシン類排出削減対策の推進

廃棄物焼却施設に対しては、ダイオキシン類排出規制を徹底するとともに、ダイオキシン類の排出削減対策を推進するため、指導監視を一層強化する。

ダイオキシン類の排出削減対策のため、廃棄物焼却施設設置事業者に立入検査を実施し、指導しています。行政検査を実施して、基準の遵守状況を確認しています。

ダイオキシン類の含有量基準を超えるばいじん、焼却灰その他の燃え殻、廃ガス洗浄施設からの汚泥及びこれらを処分するために処理したものについては、特別管理産業廃棄物として適正に処理するよう指導を徹底する。

ダイオキシン類の含有量基準を超えるもので特別管理産業廃棄物として適正に処理しなければならないものは、立入検査や報告徴収によって状況を把握し、基準を超えた事業者については、適切に処分するよう指導しました。

(イ) PCB 廃棄物適正処理検討委員会の設置

平成 13 年度から具体的な処理が行えるように、早期に PCB 廃棄物適正処理検討委員会を設置し、処理方式、環境保全対策等の検討を行う。処理に要する期間としては概ね 5 年程度を計画する。

PCB 廃棄物適正処理については、平成 12 年 9 月に豊田市 PCB 廃棄物適正処理委員会を設置し、市域における PCB 廃棄物の適正処理のあり方を審議しました。平成 17 年 9 月に処理を開始し、豊田事業で処理できる物については、平成 21 年 3 月までに処理が完

了する予定です。

(ウ) 適正処理に係る講習会等の実施

適正処理意識の高揚や処理技術の向上を図るため、排出事業者及び処理業者に対する講習会、研修会等を定期的に行う。

適正処理意識の高揚や処理技術の向上を図るため、定期的ではないものの、廃棄物関係の法令等を遵守するための講習会を実施しました。

(エ) 市外廃棄物搬入事前協議制の創設の検討

市外廃棄物を市内で処理しようとする排出事業者からの事前協議を義務付け、搬入量と受け入れ施設の処理能力、廃棄物に有害な物質が含まれないこと等の審査・確認を行い、適正な処理の管理を行う。

県外産業廃棄物については、適正な処理の管理を行うため、事前にその内容を報告することや搬入実績を報告することを産廃処理条例で義務付けました。勧告や公表の規定を設け、適正処理を推進しています。

中間処理及び最終処分業者に産業廃棄物管理票（マニフェスト）の送付状況を確認し、確実な履行を促すことにより市外排出事業者の責任をより明確化する。

立入検査時にマニフェストの送付状況を確認し、不備が見られれば、関係先にも指導を実施しています。

単に埋立処分を目的として搬入する産業廃棄物については、循環型社会を基調とする本市の計画目標と整合しないことから、搬入規制等も視野に入れた対応について検討を行う。

埋立処分量は減少しており、搬入規制を検討するに至りませんでした。

(オ) 大規模災害廃棄物処理に対する取組

災害廃棄物の撤去及び処理が迅速かつ適正に図られるよう、緊急時における災害廃棄物の一時保管場所や最終処分場の確保、臨時の破砕・選別施設、焼却施設等の設置等について検討を行う。

大規模災害廃棄物処理については、平成 17 年 6 月に豊田市災害廃棄物処理マニュアルを策定し、災害に伴う廃棄物の定義、廃棄物処理に係る組織体制、職員の行動マニュアルを定めています。

災害時における適正処理の確保について、県及び周辺市町村、（社）愛知県産業廃棄物協会等との協議を踏まえ、広域的な視点に立った協力体制の整備に努める。

平成 19 年 5 月に豊田市地震災害廃棄物処理計画を策定し、産業廃棄物対策の中で収集運搬・処理処分実施者・経費負担等を定めています。また、平成 15 年 8 月に（財）愛知県産業廃棄物協会と廃棄物処理の協力に関して協定を締結し、必要な要員、車両、資機材等調達し、災害廃棄物処理を実施する仕組みを構築しました。

3) 産業廃棄物管理体制の確立

(1) 指導・監視体制の充実

(ア) 事業場に対する監視指導体制の強化

処理基準・委託基準等の改正事項の周知徹底を図るため、排出事業者及び処理業者向けにチラシ・リーフレット等を配布する。

野焼きの禁止、産業廃棄物処理基準の改正等について、チラシ・リーフレットを作成し、配布しました。

また、ホームページを活用し、法改正等について周知しています。

事業場への立入検査を計画的に実施するとともに、報告の徴収の徹底等を通じて、排出事業者及び処理業者に対する指導・監視を強化する。

処理業者及び建設系排出事業者への立入検査について計画的に実施しています。

また、立入検査の結果、不適正な状況があれば、是正指導を行い、重大な法令違反が疑われる場合は、報告徴収を行い、必要に応じて行政処分を行っています。

(イ) マニフェストシステムの周知徹底

講習会などあらゆる機会を通じて、マニフェストシステム（紙マニフェスト・電子マニフェスト）の周知徹底を図る。

市が主催した説明会にて、マニフェスト制度（紙マニフェスト・電子マニフェスト）の周知を行いました。また、愛知県と共同で電子マニフェスト制度の説明会を行いました。

マニフェストの使用の徹底を図るため「豊田市産業廃棄物適正処理推進員制度」により、排出事業者への巡回指導を積極的に展開する。

平成 12 年～14 年度にかけて、市内全排出事業者を訪問し、マニフェスト制度の周知及び使用の徹底の指導を行いました。

(2) 環境教育・環境学習の推進

(ア) 学校における環境教育の推進

学校教育の一環として位置づけられている環境教育をより一層充実するため、産業廃棄物のリサイクル及び適正処理状況等に関する情報を積極的に提供し、循環型社会の構築に向けた意識の醸成を図る。

環境教育については、エコライフクラブ出前講座にて、定期的に廃棄物全般の発生抑制、リサイクル等について、環境教育を行っています。

(イ) 地域における環境学習の充実

産業廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理に関するシンポジウムや施設見学会など、市民が広く学べ体験できる「産廃学習会」を定期的開催する。

渡刈クリーンセンター内に環境学習施設 eco-T（エコット）を作り、環境全般について学べる場を提供しています。

4) 情報公開と監視・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・提供の促進

(ア) 産業廃棄物に関する情報の収集・整備の促進

産業廃棄物の実態調査や実績報告に基づく各種情報を総合的に管理する情報管理システムの整備を促進する。このシステムの運用により、市内発生及び市外から搬入される産業廃棄物の処理実態を毎年度把握し、本計画の進行管理を行う。

実績報告の集計は毎年実施してきましたが、産業廃棄物の実態調査や実績報告に基づく各種情報を総合的に管理する情報管理システムの整備は行うことができませんでした。よって、処理計画の進行管理はできませんでした。

電子マニフェストの普及が進み、国及び都道府県レベルで産業廃棄物に関する情報を一元的に管理するシステムの構築が促進されれば、積極的にネットワーク化を推進する。

国の IT 戦略に基づき、国及び都道府県レベルで産業廃棄物に関する情報を一元的に管理するシステムの構築が促進されれば、積極的にネットワーク化を推進する予定でしたが、電子マニフェストの普及率は5%（平成18年度実績）程度に止まっています。したがって、国及び都道府県レベルで産業廃棄物に関する情報を一元的に管理するシステムの構築は、まだ少し先のこととなると思われます。

(イ) 産業廃棄物情報の開示・提供の促進

市民、事業者及び処理業者からの求めに応じて、市内発生の産業廃棄物処理に係る情報を適切に提供できるよう、情報公開に向けた体制づくりを促進する。

提供する情報は次のようなものとし、産業廃棄物処理に関する理解を深めることとする。

- 市内産業廃棄物の年間発生量と処理のしくみの提供
- 市内企業のリサイクルに対する取組事例の提供
- 産業廃棄物処理施設設置許可申請書の公開
- 産業廃棄物処理施設から排出される放流水質、排ガス等の測定データの公開
- 違法または不適正処理に起因する行政指導及び行政処分文書の公開

上記のうち、 について、情報を公開しました。 のうち、ダイオキシン類の測定データの公表を行い、 のうち、行政処分文書について、報道機関に発表し、市ホームページに掲載し、情報の提供を実施しました。

本計画の目標設定及び達成状況等については、環境報告書やインターネット等を通じて毎年度公表する。

本計画の目標設定については、計画書を市ホームページに掲載することにより公表していますが、達成状況等については残念ながら実施に至りませんでした。

(2) 監視・連絡体制の強化

(ア) 不法投棄等不適正処理防止対策の充実

指導監視体制を充実・強化するため、「豊田市産業廃棄物適正処理推進員制度」を運用し、巡回パトロール等の監視活動を強化することによって、不法投棄等の未然防止、早期発見による被害の拡大防止を図る。

指導監視体制を充実・強化するため、「豊田市産業廃棄物適正処理推進員制度」の設立はされましたが、マニフェストの普及と契約書の確認で事業所への立入りを実施して

いました（平成 12～14 年度）。平成 17 年度から、廃棄物対策課に監視担当を設け、不法投棄等への監視を強化するとともに、平成 20 年度から、民間業者への委託による巡回パトロール、航空写真を利用した画像解析による監視等により、不法投棄等の未然防止、早期発見による被害の拡大防止を図っています。

電話及びインターネットによる「（仮）さんぱい 110 番」を設置し、市民による不法投棄等不適正処理の監視ネットワークを構築する。

市民による不法投棄等不適正処理の監視ネットワークの構築はできませんでしたが、中部電力(株)、愛知県タクシー協会、郵便事業(株)、猟友会、森林組合等と不法投棄の通報に関して覚書を締結し、不法投棄等不適正処理の監視ネットワークを構築しました。

第3節 産業廃棄物の発生量の将来予測

1 発生量の見込みの考え方

発生原単位及び処理形態は、社会情勢や法律の整備等により前計画時より変化しており、排出事業者自らの努力による発生抑制、資源化は定着しているものの、今後もこれまでのような大幅な減少は困難であると考えられます。

産業廃棄物実態調査により把握した産業廃棄物の発生状況及び事業者を取り巻く情勢を整理し、発生量等の将来予測を次のとおり求めました。

【基本的な考え方】

発生原単位及び処理形態も将来にわたり一定であると仮定して、各種活動量指標を将来推計し、推計した活動量指標に平成 18 年度の原単位を乗じて発生量等を予測した。

産業廃棄物の発生量に係る活動量指標（建設業：元請完成工事高、その他の業種：従業員数等）を過去のデータから回帰計算で将来推計した。さらに、平成 18 年度の調査結果の発生量が、活動量指標の推計に沿って変動するものとして算出した。

農業は、活動量指標が減少傾向にあるものの、安全側を見て現況のまま推移するものとした。

製造業は、過去の発生量等の傾向及び「産業廃棄物実態調査」と同時に実施した「産業廃棄物意識調査」の「廃棄物の将来動向について」設問の結果を反映させて予測した。

2 発生量の見込み

推計の結果は、次のとおりです。

発生量では、将来推計した活動量指標によると、建設業及び鉱業等からの産業廃棄物量は微増で推移することが見込まれます。製造業は、近年、生産活動が活発になったにもかかわらず、発生抑制等の取組により発生量の減少傾向が続いており、また廃棄物削減等の目標年度を平成 22 年度としている大規模な事業者が多いことから、平成 22 年度頃まで発生量の大幅な減少傾向が続くと見込まれます。その後は、大規模な事業者による発生抑制等の取組がその他の事業者へと広がると見込まれるものの、一方でこうした活動が地域全体として持続されることは、困難な部分もあることや経済活動の上昇の可能性もあります。その両面をにらむと、平成 23 年以降は横ばいになると見込まれます。

全体としては発生量が平成 30 年度には平成 18 年度より 128.2 千ト減少すると予測されます。

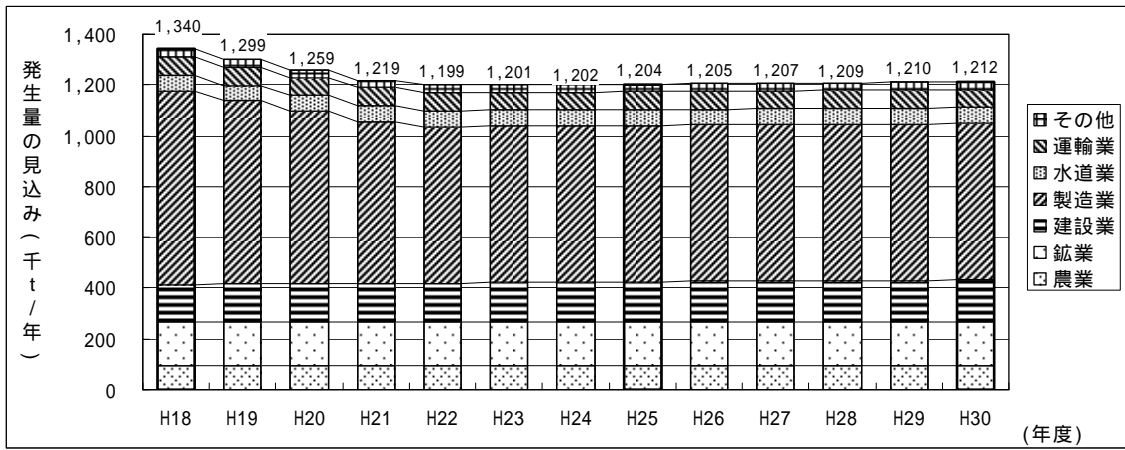


図 2.18 産業廃棄物発生量の将来の見込み（業種別）

第4節 産業廃棄物処理の課題

1 新たな計画の必要性

発生量の多い製造業、建設業からの発生量が大幅に減少し、資源化・減量化率、最終処分量のいずれも、すでに前計画が設定した平成 22 年度の計画目標を達成しています。しかし、発生量が増加する傾向の業種もあり、取組に消極的な事業者も見られます。また、平成 17 年 4 月に周辺町村と合併したことから、市内の事業者の数や構成が変化したため、現在の構成に合わせた施策が求められています。

そのため、発生抑制、資源化等や、市内における適正処理を進めるため、実態に即して新たな目標を設定した計画の策定が必要です。

2 引き続き 3 R の推進が必要

製造業を中心とする現在の発生抑制の取組が継続し、今後の傾向として、発生量が平成 18 年度より減少すると見込まれます。

しかし、個々の事業者の取組にはばらつきがあるため、それぞれの事業者が現状の問題点や、取組の内容などの情報を共有し、解決につなげていく機会をつくる必要があります。

そのため、新たな目標を設定し、発生量の少ない事業者まで 3 R を拡大・浸透させる計画が必要です。

3 不適正な処理への対応が必要

産業廃棄物に関する苦情件数は年々増加しています。不法投棄等の不適正な処理事例が依然見られ、立入検査適合率は 90%程度で推移しています。市域が広域化して森林が多くなったこともあり、排出事業者、処理業者に対し、一層の監視・指導の強化が必要です。

また、記録の不備など、法令を遵守していない事業者も見られることから、遵法意識の徹底を図る必要があります。

現在、最終処分には埋立終了後の維持管理のための積立金制度があるのに対し、中間処理には不適切な処理が明らかになった場合の対策資金を確保する制度はありません。そのため、万が一の場合に適切な措置を速やかに行うために、中間処理等にも対策資金を確保することが必要です。

近年では、企業の社会的責任に対する取組を重視する動きがあり、持続可能な社会をめざすため、企業には環境保全への自主的な取組が求められています。そのため、廃棄物の処理に際しては、法令を遵守することは当然のことながら、長期的な視野に基づき、地球温暖化対策や地域環境保全なども考慮した上で、適切な処理方法を検討・選択することも必要です。

4 市内の処理施設の充実

市内の中間処理施設は、概ね市内で発生する産業廃棄物を処理できる能力を有してお

り、市外からの搬入も多くなっています。しかし、高度な処理を行う中間処理施設が不足しているため、特別管理産業廃棄物については、市外搬出量も多く、市内で発生する産業廃棄物の処理には対応できていません。

また、最終処分は、市内の民間処分場の残余年数が約 3 年と逼迫しており、最終処分目的の市外搬出も多くなっています。

産業廃棄物の市外への搬出は、市内排出事業者による処理施設の監督が困難であり、さらに輸送に伴う燃料使用等の環境負荷が発生することからも望ましくありません。また、事業者からは市に「地域で発生したものを、極力地域で有効利用、処理できる仕組みづくり」が求められています。

そのため、市内で安心・安全な処理施設の充実が必要です。同時に、バイオマスの利用など新たな資源活用をめざす環境ビジネスを促進する必要もあります。

5 情報提供の充実・意識の向上

規模の小さな事業者は、大きな事業者と比べると、廃棄物処理に関する管理が不徹底となりがちで排出事業者責任が全うされていない事例がみられます。一方で、事業者からは、適正処理を行うために必要な処理技術や処理業者に関する情報が解りにくいとの意見があります。また、条例や規則・要綱等の改正や変更については、事業者では把握が困難なので、きめ細やかな情報が求められています。そこで、処理技術や処理業者に関する情報、最新の法令、条例、規則等の情報、有効な発生抑制、資源化等の情報提供を充実させ、3Rや適正な処理の促進を行う必要があります。

また、企業の秘密情報に絡んで取り組めない場合もありますが、全体的に関連事業者間での資材の融通や情報の共有化が進んでいません。そのため、事業者間の交流を促進し、情報の共有化を進める必要があります。子会社・関連会社を含めて廃棄物の削減計画に取り組んでいる事業者がいる反面、削減計画や削減目標等を定めていない事業者もあり、取組の遅れている事業者に対するアプローチも必要です。

これらの情報に加えて、前計画のアクションプランに掲載されていた産業廃棄物処理の実態に関する情報の収集・提供が、一部遅れている部分もあるため、情報公開をさらに推進する必要もあります。

第3章 産業廃棄物基本計画

第1節 計画の理念

1 計画の理念と方針

1) 基本理念

- 人・資源・情報の環をつなぐまち とよた -

市、事業者、市民は、共働して更なる発生抑制及び資源化に努め、また、産業廃棄物の不適正処理を防止するとともに適正処理を推進するための枠組みを構築することにより、持続可能な循環型社会をめざします。

循環型社会では、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用、熱回収）の優先順位で資源を無駄なく利用します。貴重な資源を有効に活用するとともに、処理に伴う環境への負荷を極力低減することによって、生活水準を維持し、長期的な発展が可能となります。

そのために、それぞれが自主的に求められる取組を行い、活動を広げながら協力して、循環型社会の形成を図ります。

また、産業廃棄物は事業者の事業活動に伴い発生するものですが、市民も、事業活動と日常生活が無関係ではないことを認識して、製品等の購入時には環境活動に熱心な事業者のものを選ぶなど、事業者の3Rの取組に理解を示し、事業者を積極的に支援する役割があります。

市、事業者、市民が共働することで、将来の世代も引き続き豊かな生活水準を維持することのできる、持続可能な循環型社会が実現するのです。

2) 基本方針

基本理念に基づいて、以下の3つの基本方針を定めます。

と 共に取り組む、進める ~ 3 R ~

各種リサイクル法の整備が進んだことから、製造業、建設業を中心に、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組が進んでいます。今後も引き続き排出事業者や処理業者等と共に協力しながら、3 Rに努めます。特に、製造業や建設業のネットワークを生かし、市内の先進的な事業者と協力して、地域の事業者全体へ取組を広げます。また市民は、再生品の製造・販売や廃棄物の適正処理に努める事業者を選択するなどして、3 Rに協力します。

よ より安心・安全な処理 ~ 適正処理 ~

ものづくりのまちとして発生抑制や資源化に先進的に取り組む事業者がいる反面、不適正処理の事例も見られます。市域の7割が森林で、かつ広域にわたることから不適正処理の防止への対応が求められます。事業者や市民の安心・安全を確保するために、発生した産業廃棄物が適正に処理されるよう、監視・指導の強化を図るとともに、不法投棄等の不適正処理を防止します。

また、環境負荷低減のため、可能な限り市内で適正処理されるよう、高度処理・優良事業者の育成、循環型環境ビジネスの構築を図ります。

た 互いに情報力強化 ~ 情報交流 ~

3 Rや適正処理を効率よく進めるために、行政からの情報や先進的な事業者の情報を生かすことが求められます。

地域の情報力を強化するため、法令等の最新情報、優良事業者や適正処理業者に関する情報のほか、3 Rや適正処理に関する情報など、必要な情報の公開及び共有化を積極的に進めます。

第2節 計画の目標

本計画の実施により、事業者の発生抑制、資源化、適正処理に対する取組が促進されるとともに、市の適正処理に関する監視・指導が徹底されると考えられるため、産業廃棄物の処理に関する目標を以下に定めます。

基準年(平成 18 年度)と比べて、

発生量を平成 25 年度までに約 10%削減し、平成 30 年度まで維持します。

資源化量をできる限り増やすことをめざし、資源化・減量化率を平成 25 年度までは 98%を維持し、平成 30 年度までに 99%とします。

最終処分量を平成 25 年度までに約 30%、平成 30 年度までに約 50%削減します。

立入検査適合率を平成 25 年度に 96%、平成 30 年度に 97%とします。

市内で適正処理できるよう、高度処理中間処理施設の整備をめざします。

本市の産業廃棄物の発生量は、平成 18 年度から一旦減少した後は概ね横ばいになると予測されています。ただし、製造業以外は微増と予測されます。また、本市の最終処分率は低く、全国的に見ても取組が進んでいると評価できますが、最終処分場が全国的に逼迫している状況を見ると、発生量から減らし、最終処分量を一層減らすことが求められます。

そこで、微増と予測されている製造業以外の業種についても取組を進めることを念頭に、発生量を平成 25 年度までに約 10%削減し、平成 30 年度まで維持します。また最終処分率を低下させて資源化・減量化率を平成 25 年度までは 98%を維持し、平成 30 年度までに 99%としますが、その際可能な限り資源化率の向上に努めます。さらに、最終的に資源として利用できず処分する最終処分量を、平成 25 年度までに約 30%、平成 30 年度までに約 50%削減します。

同時に、適正処理を徹底するため、現在 90%程度で推移している立入検査適合率を向上させ、平成 25 年度に 96%、平成 30 年度に 97%とします。

さらに、現在市外で中間処理されている特別管理産業廃棄物も市内で処理できるよう、高度処理中間処理施設の整備をめざします。

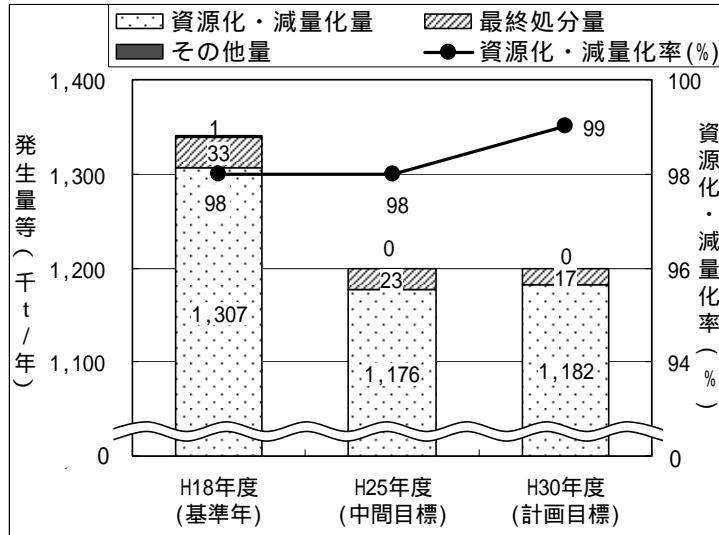
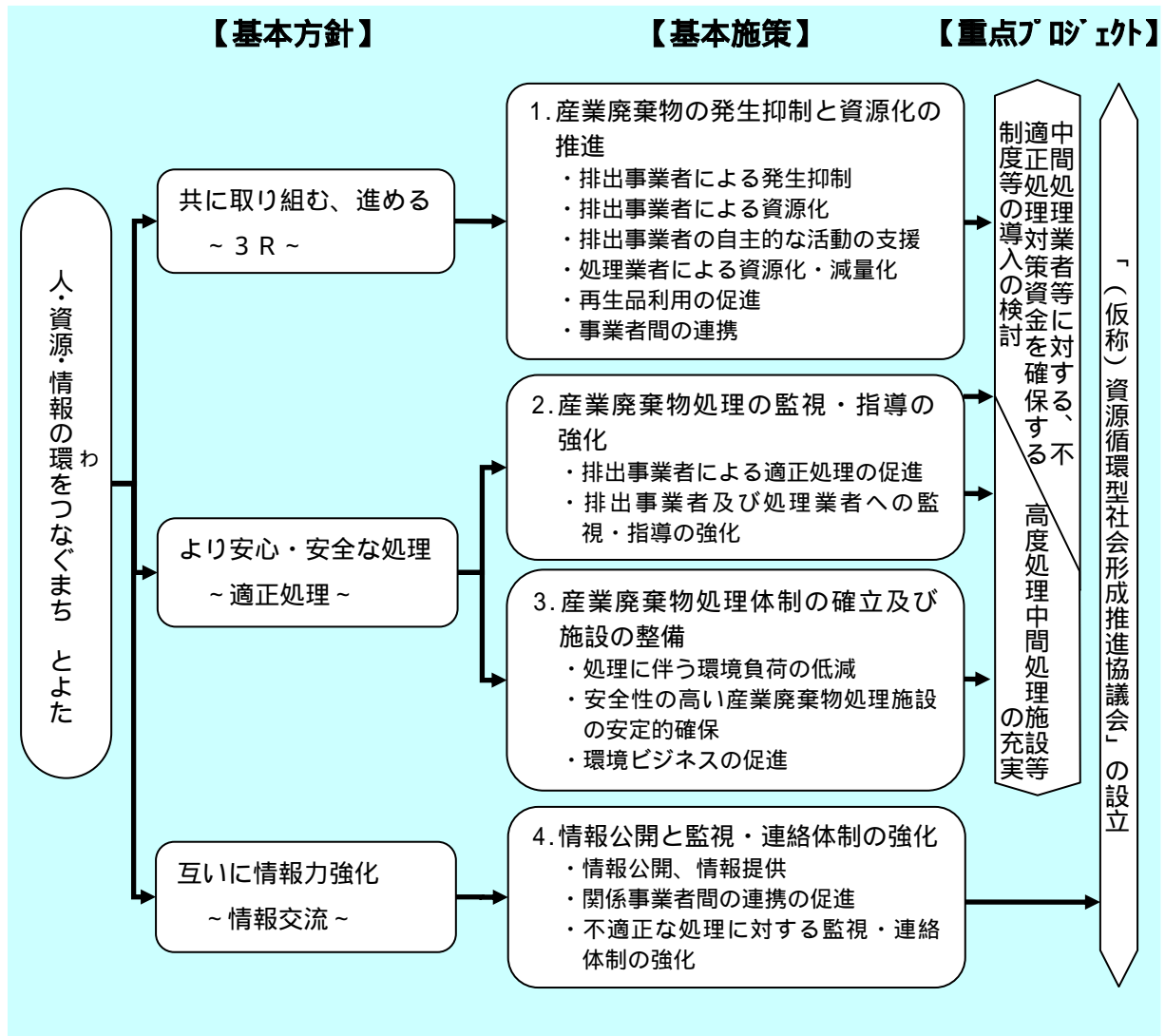


図 3.1 計画の目標値（廃棄物量等）

表 3.1 計画の目標値

区分		H18 年度 基準年	H25 年度 中間目標	H30 年度 計画目標
廃棄物量等	発生量	1,340.0 千 t / 年	1,199 千 t / 年 (約 10%削減)	1,199 千 t / 年 (約 10%削減)
	資源化・ 減量化率	98%	98%	99%
	最終処分量	32.6 千 t / 年	23 千 t / 年 (約 30%削減)	17 千 t / 年 (約 50%削減)
立入検査適合率		91.3%	96%	97%

第3節 施策の展開



3つの基本方針に従い、施策を展開します。次ページ以降にそれぞれの施策に対する個別の対策を示します。

また、複数の施策に横断的に関わるもの、波及効果の高いものを重点プロジェクトとして取り上げ、概ね5年以内の実施をめざします。

施策の内容

【基本施策】

【個別の対策】

産業廃棄物の発生抑制と資源化の推進

1) 排出事業者による発生抑制	(1)業種別、プロセス別の発生抑制について取組の支援
2) 排出事業者による資源化	(1)業種別、プロセス別の資源化について取組の支援 (2)各種リサイクル法に基づき、対象品目の資源化の促進及び適切な処理の監視・指導
3) 排出事業者の自主的な活動の支援	(1)廃棄物処理計画、管理計画等の策定による発生抑制、資源化、減量化等の目標設定及び廃棄物管理の支援
4) 処理業者による資源化・減量化	(1)各種リサイクル法に基づき、対象品目の資源化の促進及び適切な処理の監視・指導 (2)優良な資源化業者の支援・育成
5) 再生品利用の促進	(1)再生品の認定制度及び認定製品の周知・普及の推進 (2)グリーン調達への理解及び普及促進
6) 事業者間の連携	(1)企業間での情報交流や技術支援、連携の促進

1 産業廃棄物の発生抑制と資源化の推進

1) 排出事業者による発生抑制

対策-(1) 業種別、プロセス別の発生抑制について取組の支援

- それぞれの業種の特性に応じて、発生抑制に向けた情報を提供する。
- 排出事業者に対する新たな優良事業者制度を創設する。
- 排出事業者に対し、廃棄物発生抑制を行うことによるメリット（経済面等）を示すことにより、排出事業者への廃棄物発生抑制活動の促進を図る。

2) 排出事業者による資源化

対策-(1) 業種別、プロセス別の資源化について取組の支援

- それぞれの業種の特性に応じて、資源化に向けた情報を提供する。
- 排出事業者に対する新たな優良事業者制度を創設する。

対策-(2) 各種リサイクル法に基づき、対象品目の資源化の促進及び適切な処理の監視・指導

- 建設工事事業者等に対し、建設リサイクル法等の制度の浸透により再資源化率

を向上させ、また、不適正な処理を防止するための指導及び講習会等の啓発活動を行う。

- 食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物の発生抑制及び堆肥化、飼料化等の指導及び講習会等の啓発活動を行う。

3) 排出事業者の自主的な活動の支援

対策-(1) 廃棄物処理計画、管理計画等の策定による発生抑制、資源化、減量化等の目標設定及び廃棄物管理の支援

- 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定、実施及び毎年度の実施状況報告による発生抑制、資源化、減量化等の指導及び公表を行い、事業者に情報を提供する。
- 多量排出事業者以外の事業者による自主的な処理計画、管理計画等の策定による発生抑制、資源化、減量化等の目標設定及び廃棄物管理の支援を検討する。
- 先進的な取組や優良な排出事業者に関する情報、適正処理に係る講習会等を実施する。
- ISO14000 シリーズや、エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムについて、制度の情報提供とともに取得支援を検討する。

4) 処理業者による資源化・減量化

対策-(1) 各種リサイクル法に基づき、対象品目の資源化の促進及び適切な処理の監視・指導

- 自動車リサイクル法に基づき、自動車解体業者、破砕業者等への監視・指導に努める。
- 建設リサイクル法に基づき、建設廃棄物の分別解体、再資源化を促進するため、建設工事事業者への監視・指導に努める。
- リサイクル法に従った処理を行うための施設の整備にあたっては、円滑な手続き等が行えるよう支援する。

対策-(2) 優良な資源化業者の支援・育成

- 産業廃棄物処理業者の優良性評価制度の適切な運用により、優良な産業廃棄物処理業者の育成を行うとともに、優良処理業者に関する情報の周知に努める。
- 産廃処理条例に基づく表彰制度「優良事業者表彰制度」を活用し、優良処理業者に関する情報の周知に努める。

5) 再生品利用の促進

対策-(1) 再生品の認定制度及び認定製品の周知・普及の推進

- 再生品の認定制度や、再生事業者の登録制度等を利用し、優良再生事業者に関

する情報の周知に努める。

- 愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）周知・活用により、公共工事等で再生資材の普及を促進する。

対策-(2) グリーン調達への理解及び普及促進

- 再生品利用、再使用・再生可能な製品、使用後に廃棄物が少なくなる製品利用等のグリーン調達の普及のため、資料配布や講習会等の啓発活動を行う。
- 市による率先的なグリーン調達、再生品利用に努めるとともに、公共工事における環境配慮物品調達を徹底する。

6) 事業者間の連携

対策-(1) 企業間での情報交流や技術支援、連携の促進

- 関連業者、企業グループ、業界団体、商工会議所等を利用して情報を提供する。
- 小口巡回システムなど、小規模の事業者が協力して発生抑制・資源化に取り組む方法について検討する。
- 排出事業者間の再資源化、資源循環に関する企業の技術情報等の交流や、資源循環型産業の育成を進めるため、連絡会議等を設ける。

施策の内容

【基本施策】

【個別の対策】

産業廃棄物処理の監視・指導の強化

1) 排出事業者による適正処理の促進

(1) 排出事業者に対し適正処理や遵法意識に関する必要な情報の提供
(2) 電子マニフェストの普及促進
(3) 処理困難物について、安全な処理の推進

2) 排出事業者及び処理業者への監視・指導の強化

(1) 立入検査等の強化及び検査結果等の情報の公表
(2) 不適正な処理を行う事業者に対する監視体制の強化
(3) 廃棄物処理施設の新設又は計画変更の際における、環境保全に関する指導の徹底
(4) 中間処理業者等に対する、不適正処理対策資金を確保する制度等の導入の検討

2 産業廃棄物処理の監視・指導の強化

1) 排出事業者による適正処理の促進

対策-(1) 排出事業者に対し適正処理や遵法意識に関する必要な情報の提供

- 優良な排出事業者に関する情報、適正処理及び排出事業者責任に関する講習会等を実施する。
- 産業廃棄物の適正処理に関する手引書を作成し配布する。
- マニフェストの使用徹底、適正な処理コストの負担に関する指導、適正な委託契約に関する指導を徹底する。
- 廃棄物処理上の問題点を解りやすく伝えるため、排出事業者及び処理業者に関する不適正処理事例を公表する。
- 産廃処理条例に基づいて、廃棄物処理指導を徹底する。

対策-(2) 電子マニフェストの普及促進

- 関連業者、企業グループ、業界団体、商工会議所等を通じて、企業間での情報交流や技術支援、連携を促進する。
- 電子マニフェスト導入のメリット、デメリット、操作等に関する講習会等を実施する。
- 電子マニフェスト普及のための設備投資費の一部を補助する。

対策-(3) 処理困難物について、安全な処理の推進

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB 廃棄物）については、その保管事業者に対して、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基

づく保管状況の届出等により適正な保管管理の徹底を指導する。

- 豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき、処理体制の確保に努める。
- 豊田市 PCB 処理安全監視委員会により、引き続き豊田 PCB 廃棄物処理施設における処理事業及び PCB の収集運搬が安全に行われるよう監視し、市民と日本環境安全事業株式会社との間でリスクコミュニケーションを図る。
- 感染性廃棄物については、その排出事業者に対して「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の周知徹底を図るとともに、処理状況の確認及び適正処理を指導する。
- 廃石綿及び石綿含有廃棄物については、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に基づき適正に処理されるよう排出事業者や処理業者の指導を徹底する。

2) 排出事業者及び処理業者への監視・指導の強化

対策-(1) 立入検査等の強化及び検査結果等の情報の公表

- 産廃処理条例に基づいて、廃棄物処理指導を徹底する。
- マニフェストの使用徹底、適正な処理コストの負担に関する指導、適正な委託契約に関する指導を徹底する。
- 立入検査の結果について、不適正な処理事例なども含めて引き続き公表する。
- 廃棄物処理上の問題点を解りやすく伝えるため、排出事業者及び処理業者に関する不適正処理事例を公表する。
- 愛知県の再生資源活用審査制度の周知及び活用により、適正に処理された再生資源の普及を促進する。
- 処理業者が法令以上の取組をすることを市と締結する制度を導入し、自主的な取組を促進することを検討する。

対策-(2) 不適正な処理を行う事業者に対する監視体制の強化

- 休日、夜間パトロールを引き続き行う。
- 市民から寄せられた情報に対し、関係者の協力のもと速やかな対応を図り、不適正な処理を行う事業者に対する監視体制を強化する。

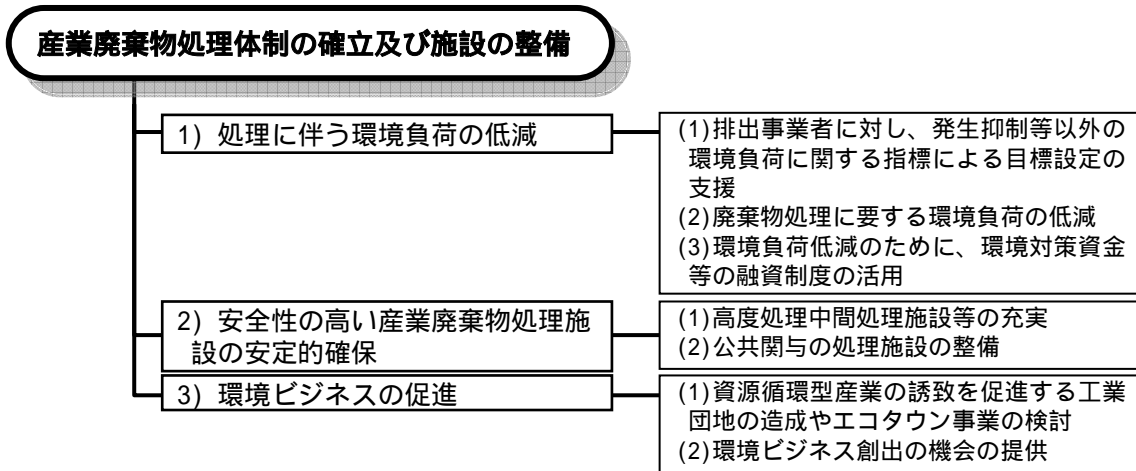
対策-(3) 廃棄物処理施設の新設又は計画変更の際における、環境保全に関する指導の徹底

- 廃棄物処理施設の新設に際しては、自然環境を保全するため設置基準を検討する。
- 処理施設の定期検査等の結果の縦覧や、自主的な環境モニタリングの実施及び情報公開に関する指導を行う。
- ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉のダイオキシン類発生施設に立入調査を実施し、施設の適正管理を指導する。
- 最終処分場については、埋立段階から廃止確認ができるまで適正な維持管理を

行うよう指導する。（浸出水、周辺地下水、ガス等の検査）

対策-(4) 中間処理業者等に対する、不適正処理対策資金を確保する制度等の導入の検討

- 中間処理業者、積替え保管を行う収集運搬業者に対して、不適正処理対策資金を確保する積立金制度の導入を検討する。



3 産業廃棄物処理体制の確立及び施設の整備

1) 処理に伴う環境負荷の低減

対策-(1) 排出事業者に対し、発生抑制等以外の環境負荷に関する指標による目標設定の支援

- 発生抑制等の目標設定が困難な事業者に対しては、LCA を考慮した原材料選定、処理方法の選定等、地球温暖化対策を考慮した新たな指標による目標設定を支援する。
- ISO14000 シリーズや、エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムについて、制度の情報提供とともに取得支援を検討する。

対策-(2) 廃棄物処理に要する環境負荷の低減

- 事業者と市で、従来の公害対策に加え、温暖化対策、資源循環等の推進を自主的に取り組む「環境の保全を推進する協定」の締結を推進する。
- 処理業者による処理方法を、単なる焼却からサーマルリサイクルによる熱回収への転換促進や、減容化による最終処分容量の確保など、環境負荷低減の方向へ誘導する。

対策-(3) 環境負荷低減のために、環境対策資金等の融資制度の活用

- 公害を防止し、良好な生活環境の保全を図ることを目的とした「環境保全設備等整備資金融資制度」を斡旋し、環境保全設備等の整備に必要な資金の融資を図る。
- 国民生活金融公庫の「環境・エネルギー対策資金」等の融資制度を周知するとともに制度利用による資源化施設の導入を促進する。

2) 安全性の高い産業廃棄物処理施設の安定的確保

対策-(1) 高度処理中間処理施設等の充実

- 高度処理が必要な特別管理産業廃棄物について、優良な処理施設を安定的に確保するため、PFI を利用した公共関与の施設整備等、中間処理施設の誘致を検討する。

対策-(2) 公共関与の処理施設の整備

- 市民や企業の意見を集約しながら、処理施設の整備について検討する。

3) 環境ビジネスの促進

対策-(1) 資源循環型産業の誘致を促進する工業団地の造成やエコタウン事業の検討

- 家畜ふん尿や下水汚泥、木くず等について、バイオマス利用促進事業やバイオマスエネルギーの利活用の調査・検討を行う。
- 産業廃棄物の処理施設集約化に向けた処理業者向け工業団地の造成を検討する。

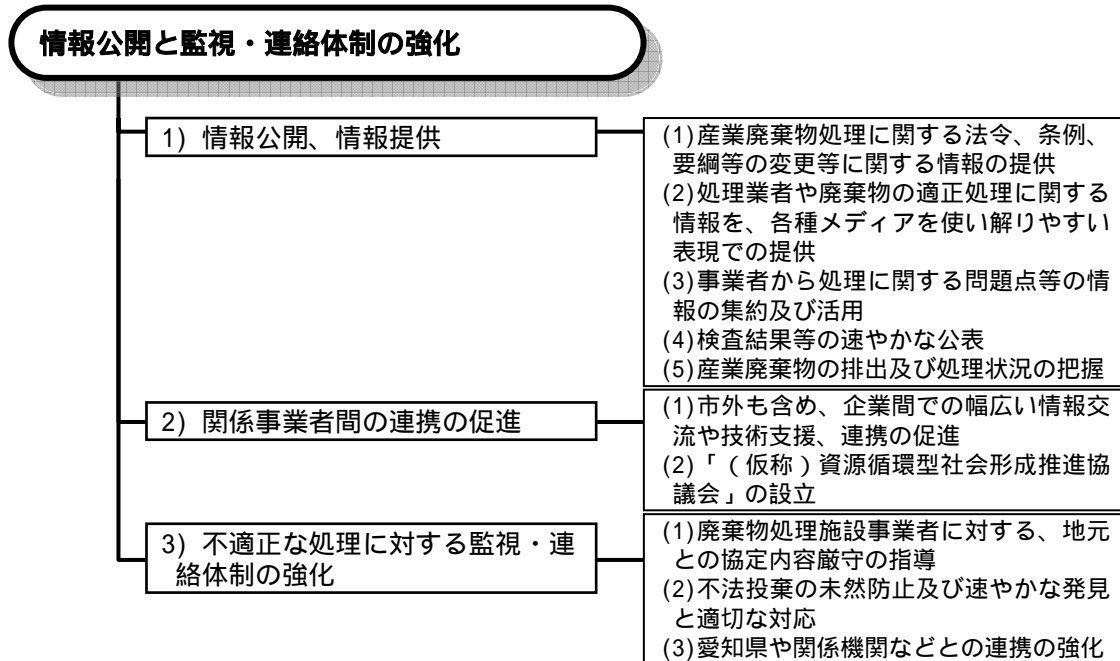
対策-(2) 環境ビジネス創出の機会の提供

- 「産業廃棄物リサイクル施設整備事業費補助制度」の創設を検討し、不法投棄の多い建設廃材の廃棄物処理業者を制度の対象とし、リサイクル産業の育成をめざす。
- 工学系大学や民間企業を含めた産官学連携による環境ビジネス創出の場の提供を検討する。
- 愛知県の環境ビジネス創出会議の加盟企業との協力、支援等による、循環ビジネスの事業化を検討する。

施策の内容

【基本施策】

【個別の対策】



4 情報公開と監視・連絡体制の強化

1) 情報公開、情報提供

対策-(1) 産業廃棄物処理に関する法令、条例、要綱等の変更等に関する情報の提供

- 改正等に応じて順次、法令、条例、要綱等に関する講習会等を実施する。
- 関連業者、企業グループ、業界団体、商工会議所等を通じ、法令、条例、要綱等の変更等に関する情報を提供する。

対策-(2) 処理業者や廃棄物の適正処理に関する情報を、各種メディアを使い解りやすい表現での提供

- 排出事業者に対し委託処理に関する法令遵守等に関する講習会等を実施する。
- 業界ごとに廃棄物処理法の勉強会を年1回程度行う。
- 産業廃棄物の適正処理に関する手引書を作成し配布する。
- インターネットにより、優良事業者情報を提供する。
- インターネット、広報とよた、ひまわりネットワーク等を通じて、広く産業廃棄物の適正処理に関する情報を提供する。

対策-(3) 事業者から処理に関する問題点等の情報の集約及び活用

- 実績報告時に昨年1年間の改善、改良部分、危ないと感じたこと等(改善提案

書、ヒヤリハット情報)を提出してもらい、優良、有効なものについては、ホームページ上で公表する。

対策-(4) 検査結果等の速やかな公表

- 立入検査結果や、排出事業者から提出される廃棄物計画や処理業者の許認可の概要等を必要に応じて速やかな公表に努める。

対策-(5) 産業廃棄物の排出及び処理状況の把握

- 処理業者による処理実績報告の集計とともに、必要に応じて排出事業者に対して実態調査を行い、情報を提供する。

2) 関係事業者間の連携の促進

対策-(1) 市外も含め、企業間での幅広い情報交流や技術支援、連携の促進

- 関連業者、企業グループ、業界団体、商工会議所等を利用して情報を提供する。

対策-(2) 「(仮称)資源循環型社会形成推進協議会」の設立

- 排出事業者間の再資源化、資源循環に関する企業の技術情報等の交流や、資源循環型産業の育成を進めるため、連絡会議等を設ける。

3) 不適正な処理に対する監視・連絡体制の強化

対策-(1) 廃棄物処理施設事業者に対する、地元との協定内容厳守の指導

- 廃棄物処理施設の設置後、条例に基づく地元との協定内容が守られているかを地元住民が把握する機会を用意する。
- 市民に対する処理施設見学会を実施・推進する。

対策-(2) 不法投棄の未然防止及び速やかな発見と適切な対応

- 航空写真を解析した不法投棄等監視システム運用により、不法投棄の未然防止とともに、速やかな発見と適切かつ迅速に原状回復を行わせ、不法投棄者には厳格に対処する。
- 覚書締結通報事業者等には、意識の向上を図るため「通報事業者の表彰制度」を導入する。
- 廃棄物投棄の未然防止を図るため、進入防止柵の設置等の一部を補助する。

対策-(3) 愛知県や関係機関などとの連携の強化

- 不適正処理の対処に向けて、愛知県や関係機関と、不法投棄、不適正処理に関する情報の交換や協力体制の充実を図る。

5 重点プロジェクト

重点プロジェクト 中間処理業者等に対する、不適正処理対策資金を確保する制度等の導入の検討

<内容>

- 中間処理業者、積替え保管を行う収集運搬業者に、処理対策積立金制度の導入を検討する。
- 適正処理のための手引書を作成し、配布する。
- 制度運用の仕組みづくりのための検討委員会を立ち上げる。

<波及効果>

- 中間処理業者等に対し、不適正処理防止への担保となる。
- 不適正処理の未然防止に向けて、充実した対策を取ることができる。
- 万が一、不適正処理事例が発生した場合に、速やかに改善措置を取ることができる。
- 優良処理業者を育成できる。
- 市民の生活環境を保全できる。

重点プロジェクト 高度処理中間処理施設等の充実

<内容>

- 高度処理中間処理施設整備に関する検討委員会を立ち上げる。
- 処理困難物の中間処理施設を公的関与により整備する可能性を検討する。
- 市内で資源が循環できるよう、処理施設整備の可能性を検討する。
- エコタウン事業や、PFI 利用による公共関与の施設整備等、中間処理施設の誘致を検討する。
- 産業廃棄物処理施設の集約を図るため工業団地の造成の可能性を検討する。

<波及効果>

- 市内に処理施設が確保できることから、事業者が安心して事業活動を続けることができる。
- 廃棄物の輸送による環境負荷の低減が図られる。
- 市民の生活環境を保全できる。
- 循環型社会形成に貢献できる。

重点プロジェクト 「（仮称）資源循環型社会形成推進協議会」の設立

<内容>

- 排出事業者や資源循環に関する企業などによる、産業廃棄物の発生抑制や、資源化に関する情報を交換する連絡協議会を設ける。
- 連絡協議会参加企業を通じて、製造業、産業廃棄物関連業、建設業等の業界団体と、資源化情報等の相互提供の機会を確保する。
- 連絡協議会で交わされた情報のうち、公開可能なものは、ホームページ上に掲載する。
- 法令等の改正に際しては、速やかに情報を提供し、周知する場として利用する。

<波及効果>

- 事業者のネットワークの拡大により、各種問題の解決につながりやすくなる。
- 発生抑制、資源化・減量化に関するに関する新規技術の普及により、資源循環型社会形成に貢献できる。
- 業界の枠を超えた交流により、新たな技術開発に結びつく可能性があり、資源循環型社会形成に貢献できる。
- 速やかな情報提供により、法令等の改正や適正処理への対応が迅速に行える。
- 新規技術に関する需要を把握することにより、地域事情に即した資源循環型産業の育成を進めることができる。

第4節 計画の推進のために

1 役割分担

本計画を推進するためには、市、排出事業者、処理業者及び市民が、計画を理解した上でそれぞれの役割を認識し、共働して取り組まなければなりません。そのための役割分担を以下に定めます。

1) 市

市は、本計画を周知徹底するとともに、施策を実施し、進行管理を行います。また、周辺自治体等の関係機関との連携を進めるとともに、各主体の共働に向けて、事業者や市民等への連絡、調整を行います。

2) 排出事業者

製造業では、拡大生産者責任の考え方にに基づき、製品が使用され、廃棄された後の環境負荷まで配慮した製品等の開発・製造に努めます。また、全業種を通じて、発生抑制や、適正処理のために分別を徹底し、可能な限り資源化に取り組むとともに、再生品利用やグリーン調達など、資源の循環に貢献します。

発生した廃棄物は適正に処理するとともに、削減計画や管理計画の策定をめざし、一層の適正処理を進めます。

必要に応じて情報公開に努め、市や、事業者間で連携を図りながら、計画の推進に取り組みます。

3) 処理業者

処理業者は、法令を遵守するとともに、環境負荷低減に努めながら、循環型社会形成に貢献するよう適正処理を進めます。

必要に応じて情報公開に努め、市や、事業者間で連携を図りながら、計画の推進に取り組みます。

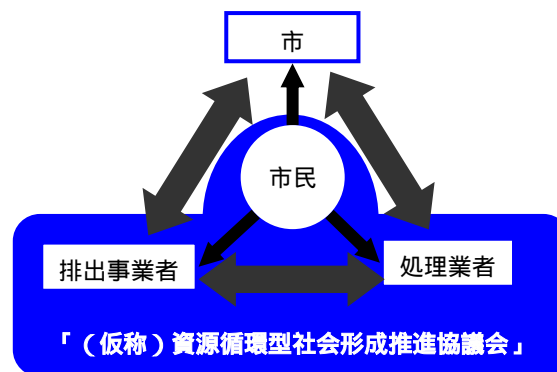
4) 市民

市民は、循環型社会が実現することにより便利で快適な市民生活が持続可能となることから、企業の環境配慮への理解を深めながら、環境配慮型の製品やサービスを選択するよう努めます。また、万が一、不法投棄等不適正な処理を発見した場合には、速やかに市へ連絡し、市の指導・監視に協力します。

2 計画の推進体制

市、事業者、市民がそれぞれの役割に応じた取組を進めるためには、問題点等を共有し、新たな方策を講じる場が必要となります。

「（仮称）資源循環型社会形成推進協議会」は、当面は排出事業者を中心とする事業者による情報交換の場としますが、最終的には処理業者や市民も交えることにより、建設的な意見交換を行う機会を創出し、本計画の推進体制の一翼を担うものとなります。



3 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、各種施策の進捗状況や効果を適切に把握しながら処理計画を推進する必要があります。また、循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進計画や廃棄物処理法の改正内容に基づく国の基本方針や愛知県廃棄物処理計画の動向を考慮し、計画期間内に適時、適切に本計画の見直しを実施します。

また、関係各課と連携しながら施策を進めます。そのため、必要に応じ環境審議会や環境部所管の会議に問題を諮ります。

表 5.1 計画の進捗管理予定表

年度	平成 20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
計画策定											
推進状況把握											
重点プロジェクト外											
計画の見直し											
施策の見直し											

注) : 短期の部分的な把握、見直し
 : 中～長期の全体的な把握、見直し

第4章 資料編

1 策定の経過

資料-1 豊田市産業廃棄物基本計画策定検討委員会委員名簿

分野	氏名	所属	役職
学識経験者	小野 徹郎	椋山女学園大学 名古屋工業大学(平成19年度)	会長
学識経験者	堀添 浩俊	名古屋大学	委員
自治区長代表	西川 嘉一郎 川井 京一(平成19年度)	豊田市区長会	委員
企業代表	細目 一成	トヨタ自動車株式会社	委員
経済団体代表	永田 勇夫	豊田商工会議所	委員

資料-2 会議の議題

回	開催日	主な議題
第1回	平成19年7月30日	1. 豊田市産業廃棄物処理計画の概要について 2. 豊田市産業廃棄物基本計画策定に係る実態調査実施計画について 3. 産業廃棄物実態調査票の内容について
第2回	平成19年12月13日	1. 豊田市産業廃棄物実態調査中間報告について 2. 豊田市産業廃棄物基本計画の概要(案)について
第3回	平成20年3月12日	1. 豊田市産業廃棄物実態調査報告書(案)について 2. 豊田市産業廃棄物に関する課題について 3. 御船産業廃棄物処分場の現状と課題について
第4回	平成20年7月29日	1. 産業廃棄物実態調査結果の概要について 2. 産業廃棄物基本計画の概要(案)について 3. 産業廃棄物の最終処分場の現状について
第5回	平成20年10月10日	1. 産業廃棄物基本計画の概要(案)について 2. 産業廃棄物基本計画(案)について 3. 御船産業廃棄物最終処分場について
第6回	平成20年11月21日	1. 産業廃棄物基本計画(案)について ・ 産業廃棄物基本計画の概要(案)について ・ 役割分担と推進体制について 2. 公共関与の最終処分場の必要性和御船産業廃棄物最終処分場の今後について
第7回	平成21年2月20日	1. 産業廃棄物基本計画(案)について 2. 公共関与の最終処分場である御船産業廃棄物最終処分場について 提言書(案) について

2 上位計画・関連計画の概要

1) 総合計画

資料-3 豊田市総合計画の概要

計画名称	第7次豊田市総合計画		
計画期間	平成20年(2008年)～平成29年(2017年)		
将来都市像	人が輝き 環境にやさしく 躍進するまち・とよた		
めざすべき姿	生涯を安心して生き生きと暮らせる市民 共働による個性豊かな地域 水と緑につつまれたものづくり・環境先進都市		
産業廃棄物に関する施策・目標	-1: 循環型社会の形成 廃棄物の適正処理		
	成果指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成24年)
	産業廃棄物処理事業所の立入検査の適合率	91.3% (平成18年)	95%
	不法投棄に関する苦情件数(産業廃棄物)	65件 (平成18年)	58件
	不法投棄の処理量(一般廃棄物)	233t (平成18年)	210t
	計画事業・目標		
	事業名・事業概要	活動指標	目標 (平成24年)
	航空写真を解析した不法投棄等監視システム事業 広域化した市域を効率的に監視し、廃棄物の不法投棄、不適正処理を早期発見するシステムを構築する。	不法投棄・不適正処理の発見件数	40件
	-2: 地球環境の保全 地球温暖化対策の強化		
	成果指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成24年)
市内の温室効果ガス排出量(CO ₂ 換算)	6,637千t-CO ₂ (平成2年)	6%削減	
計画事業・目標			
事業名・事業概要	活動指標	目標 (平成24年)	
バイオマス利用促進事業 バイオマスの有効活用について調査・検討を行う。	-	事業化の移行準備	

2) 環境基本計画

資料-4 豊田市環境基本計画の概要

計画名称	豊田市環境基本計画															
計画期間	平成 20 年度（2008 年度）～平成 29 年度（2017 年度）															
基本理念	一人ひとりの行動と共働により持続可能な社会をめざします															
めざす社会像	低炭素社会 自然共生社会 循環型社会															
基本方針	市民の環境行動力の向上と共働の推進 豊田市から取り組む地球温暖化の防止 豊かな自然環境との共生 循環型のライフスタイル・産業活動への転換 安全・安心で快適な生活環境の保全															
産業廃棄物に関する施策・目標	<p>基本方針 4 循環型のライフスタイル・産業活動への転換</p> <p>基本施策 1 廃棄物の発生抑制(リデュース)の促進 事業系廃棄物の減量 ・産業廃棄物の発生抑制</p> <p>基本施策 2 廃棄物の再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)の促進 再生利用(リサイクル)の促進 ・事業者への普及・啓発活動の推進</p> <p>基本施策 3 廃棄物の適正処理の推進 産業廃棄物の適正な処理 ・産業廃棄物処理に関する監視・指導の強化 ・不法投棄の監視体制の強化 ・産業廃棄物処理施設の確保 ・産業廃棄物の実態把握</p> <p>重点プロジェクト 3 廃棄物の発生抑制、資源の循環利用の推進</p> <p>計画事業・目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重点施策・事業名・事業概要</th> <th>環境指標 (現状値)</th> <th>目 標 (平成 24 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">事業所及び多量排出事業者における 事業系一般廃棄物の排出抑制の推進 事業系一般廃棄物について、多量排出 事業者に対する減量計画作成及び実績報告 の提出義務化、優良事業所の認定・公表 制度の導入などを実施する。</td> <td>-</td> <td>減量マニュアルの作成 配布 (平成 21 年度～)</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>条例整備、計画書報告 書の提出 (平成 23 年度～)</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>認定公表 (平成 24 年度～)</td> </tr> <tr> <td>溶融スラグの資源化の促進 溶融スラグの全量を資源化できるよう用 途開発や技術開発、販路の確保に努め る。</td> <td>-</td> <td>溶融スラグの資源化量 4,000 t (平成 22 年度～)</td> </tr> </tbody> </table>			重点施策・事業名・事業概要	環境指標 (現状値)	目 標 (平成 24 年度)	事業所及び多量排出事業者における 事業系一般廃棄物の排出抑制の推進 事業系一般廃棄物について、多量排出 事業者に対する減量計画作成及び実績報告 の提出義務化、優良事業所の認定・公表 制度の導入などを実施する。	-	減量マニュアルの作成 配布 (平成 21 年度～)	-	条例整備、計画書報告 書の提出 (平成 23 年度～)	-	認定公表 (平成 24 年度～)	溶融スラグの資源化の促進 溶融スラグの全量を資源化できるよう用 途開発や技術開発、販路の確保に努め る。	-	溶融スラグの資源化量 4,000 t (平成 22 年度～)
重点施策・事業名・事業概要	環境指標 (現状値)	目 標 (平成 24 年度)														
事業所及び多量排出事業者における 事業系一般廃棄物の排出抑制の推進 事業系一般廃棄物について、多量排出 事業者に対する減量計画作成及び実績報告 の提出義務化、優良事業所の認定・公表 制度の導入などを実施する。	-	減量マニュアルの作成 配布 (平成 21 年度～)														
	-	条例整備、計画書報告 書の提出 (平成 23 年度～)														
	-	認定公表 (平成 24 年度～)														
溶融スラグの資源化の促進 溶融スラグの全量を資源化できるよう用 途開発や技術開発、販路の確保に努め る。	-	溶融スラグの資源化量 4,000 t (平成 22 年度～)														

3) 一般廃棄物処理基本計画

資料-5 一般廃棄物処理基本計画の概要

計画名称	一般廃棄物処理基本計画	
計画期間	平成 20 年度～平成 29 年度	
基本理念	一人ひとりの行動とみんなの共働により循環型社会をめざします	
基本方針	3R を基調とした資源循環を進める 市民・事業者・行政の共働により資源循環に取り組む 環境負荷を最小限に抑えた安全確実な処理に取り組む ごみの削減に向けた環境教育の充実を進める	
事業系廃棄物に関する施策・目標	参考：一般廃棄物の減量目標	
	項目	目 標
	ごみ排出量(焼却対象燃やすごみ)の削減目標	生ごみの資源化や事業系古紙資源化誘導等による排出抑制により、焼却対象燃やすごみの排出量を 現状(平成 17 年度)に対して 20%削減 する。
	リサイクルの目標	分別収集、集団回収等の資源化事業及び中間処理での資源回収により、 資源化率を 35% とする。
	最終処分量の削減目標	硬質系プラスチックの焼却処理、焼却残渣のリサイクル、及びガラスくず、陶器くず、ブロックくずの資源化により、最終処分量を 現状(平成 17 年度)に対して 80%削減 する。
	参考：事業系ごみ(一般廃棄物)の発生・排出段階の施策	
	方 策	内 容
	事業系古紙類の資源化誘導	平成 12 年度から事業系燃やすごみのうち古紙類の資源化誘導を行っており、今後も燃やすごみ量の約 20%を古紙類として資源化誘導し、事業者による資源化を推進していくものとする。 また、小規模事業者から排出される古紙類の回収をバックアップするシステムを構築し、ごみ減量、リサイクルを促進する。
	事業系生ごみ	食品リサイクル法に基づき、今後 5 年間で事業者自ら若しくは民間処理施設を活用し、生ごみの 20%を資源化し、目標年度(平成 29 年度)には 27%を資源化していくものとする。 また、事業系生ごみのうち食堂等から発生する残渣について、平成 22 年度稼働予定の緑のリサイクル施設における受け入れ基準を明確化して、堆肥化を推進する。順次受け入れ枠を増加し最大 1,900t 程度(事業系燃やすごみの 5%)の資源化が見込まれる。また、食品リサイクル法に基づき、事業者自らまたは民間施設を活用した生ごみの資源化の推進を啓発していく。
	多量排出事業者に対する減量化指導の徹底	事業系ごみの資源化・減量化を推進するため、事業系ごみ排出状況の把握や多量排出事業者に対しては、計画的な排出抑制対策を図るよう指導していく。
啓発	商工会議所、業界団体等を通じて、事業系一般廃棄物の減量化と適正処理についてパンフレット、説明会の開催などにより継続的に啓発を行っていく。	
認定制度の導入	一般廃棄物排出事業者に対して、一般廃棄物減量計画の作成及び実績報告の提出を課すとともに、優良事業者の認定制度を設けることで、事業者の減量に関する取組の推進を図る。平成 23 年度からの施行を目標に、必要な条例改正を行う。市は参考となるごみ減量マニュアルを作成して配布する。	
エコストア	環境に配慮している店舗がエコストア宣言し、行動することにより、消費者と店舗の相互理解と協力による環境保全活動の一層の促進を図っていく。	

4) 地球温暖化防止行動計画

資料-6 豊田市地球温暖化防止行動計画の概要

計画名称	豊田市地球温暖化防止行動計画										
計画期間	2008年度～2017年度										
計画の基本理念	一人ひとりの行動とみんなの共働により、脱温暖化社会をめざします！										
基本方針	<p>自らの問題として考え、率先的に行動できる市民を増やす 人と環境にやさしい先進交通の都市づくりを進める 「ものづくりのまち」として、産業界の先進的な取組をさらに加速させる 吸収源としての森林を守り育てる</p>										
産業廃棄物に関する施策・目標	<p>環境にやさしい暮らしや事業活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制と資源の循環利用の推進 ・省エネ家電製品等への買替え促進 ・バイオマスエネルギーの利活用 ・ごみ減量の推進 <p>事業者の自主的な取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な取組の着実な実施 ・中小企業等への支援 ・環境マネジメントシステムの取得促進 <p>重点プロジェクト1 省CO₂行動に取り組む人づくりプロジェクト</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事業名・事業概要</th> <th style="width: 15%;">指 標</th> <th style="width: 15%;">現 状 値 (平成 18 年度)</th> <th style="width: 20%;">目 標 (平成 24 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グリーン購入の普及促進 ・グリーン購入ネットワーク(GPN)への加入促進 ・「グリーン購入ガイドライン」に基づく行政の率先行動の実施</td> <td>組織的にグリーン購入に取り組む団体数</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">200 団体</td> </tr> </tbody> </table>			事業名・事業概要	指 標	現 状 値 (平成 18 年度)	目 標 (平成 24 年度)	グリーン購入の普及促進 ・グリーン購入ネットワーク(GPN)への加入促進 ・「グリーン購入ガイドライン」に基づく行政の率先行動の実施	組織的にグリーン購入に取り組む団体数	-	200 団体
事業名・事業概要	指 標	現 状 値 (平成 18 年度)	目 標 (平成 24 年度)								
グリーン購入の普及促進 ・グリーン購入ネットワーク(GPN)への加入促進 ・「グリーン購入ガイドライン」に基づく行政の率先行動の実施	組織的にグリーン購入に取り組む団体数	-	200 団体								

3 用語集

ア行

あいちエコタウンプラン

地域に蓄積された高度な産業技術を活かし、高付加価値型の資源循環ビジネスの創出に取り組み、環境と経済が好循環するモノづくり県をめざすため、平成 16 年 9 月に策定(平成 20 年 3 月改訂)。

愛知県環境対策資金融資制度

愛知県内に工場又は事業場を有する一定の条件を満たす者が公害防止を促進し、良好な生活環境を保全するため、環境対策のための整備又は低公害車等を購入する場合に必要な資金を県が融資する制度。

愛知県リサイクル資材評価制度(あいくる)

資源循環型社会の構築をめざし、県の公共工事でリサイクル資材を率先的に利用するための愛知県独自のリサイクル資材の評価認定制度。

平成 20 年 12 月現在、再生加熱アスファルト混合物、再生路盤材、再・未利用木材利用資材等 26 品目が対象となっている。

アスベスト(石綿(せきめん、いしわた))

天然の繊維状の鉱物で、耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性などの特性に優れ安価であるため、様々な用途で使用されてきた。飛散して人が吸入すると、数十年の潜伏期間を経た後に肺がんや中皮腫を引き起こすおそれがあり、その予防や飛散防止等が図られている。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で、家庭から出るごみ、オフィス、商店等から出る紙くず、木くず、飲食店、従業員食堂から出る残飯、厨芥類、卸小売業から出る野菜くず、魚介類などをいう。

エコアクション 21

中小企業等でも容易に取り組める環境マネジメントシステムで、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく認証・登録制度。二酸化炭素排出量、廃棄物排出量等の把握及び削減等の取組、環境活動レポートの作成・公表などを規定している。

eco-T(えこっと)

渡刈クリーンセンター内にある環境学習施設。展示室、多目的室、図書コーナー、調理室等があり、講座、イベント等に利用されている。

カ行

拡大生産者責任

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、

廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクル又は廃棄し、その費用も負担すること。

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)

特定家電製品(当面政令で指定されたテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンの 4 種類)について小売業者、製造業者等による収集、運搬及び再商品化等に関し、適正かつ円滑に実施するための措置を講じ、適正処理、資源の有効利用の確保を図ることを目的とした法律。

環境ビジネス

産業活動を通じて、環境保全に資する製品やサービス(エコプロダクツ)を提供したり、社会経済活動を環境配慮型のものに変えていく上で役に立つ技術やシステム等を提供しようというもの。

環境マネジメントシステム

企業などが自らの活動の中で、環境負荷の低減のために数値目標、取組内容を定め(Plan)、環境配慮等の行動を実践し(Do)、結果の点検、見直しを行い(Check)、継続的な改善を図る(Action)という一連の環境管理体制。

ISO14001 やエコアクション 21 などの認定制度がある。

感染性産業廃棄物

医療機関等から排出される廃棄物で、特別管理産業廃棄物に指定されており、通常の廃棄物より厳しい処理基準や委託基準に基づく処理や特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等が義務付けられている。

グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)

国等や地方公共団体が再生品などの環境にやさしい物品の調達を率先的に行うとともに、こうした購入に役立つ情報の提供を推進することを目的とした法律。

建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

特定の建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート及び木材)の分別解体等及び再資源化等を促進し、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることを目的とした法律。

公共関与

本来、民間事業者が行う産業廃棄物処理施設の整備、運営に対し、地方公共団体が出資、補助金の交付等主に財政的援助により関与することをいう。現在県内の公共関与事例として(財)豊田加茂環境整備公社、(財)愛知臨海環境整備センター、(財)衣浦港ポートアイランド環境事業センターがある。

高度処理中間処理施設

特別管理産業廃棄物など、人の健康・環境への有害性の高い廃棄物を処理するための施設。

サ行

サーマルリサイクル(熱回収)

廃棄物の焼却によって得られた熱を回収することによるリサイクル。資源として使えないものを燃やして熱を利用するもの。

最終処分場

廃棄物の埋立処分を行う施設で、埋立処分場ともいう。性状が安定して遮水工や浸出液処理施設等を要しないものが対象の安定型、浸出液により公共の水域及び地下水を汚染する可能性のあるものが対象の管理型、特定有害産業廃棄物を対象とする遮断型の3種類がある。

再生資源活用審査制度

事業者が産業廃棄物や製造過程で生じる副産物を原材料として再生品を製造し、販売する際に、事前に愛知県が環境安全性を審査する制度。平成20年7月開始。

財団法人豊田加茂環境整備公社

豊田市、東西加茂郡6町村(当時)及び同区域内の民間90団体の出捐により平成元年1月に設立された財団法人。

豊田市御船町において、平成4年4月より、豊田市、東西加茂郡の一般廃棄物(焼却残さ)及び同区域内の産業廃棄物を対象として最終処分(9.5ha、埋立容量149万m³)を実施している。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する際に交付する管理票で、廃棄物の種類、数量、運搬者又は処分を受託した者の氏名又は名称等を記載し、産業廃棄物の流れを把握・管理する

ためのもの。

紙による管理票に加え、電子マニフェストも普及し始めている。

資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法律)

事業者によるリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化、長寿命化等による廃棄物の発生抑制及び回収した製品からの部品等の再使用を推進し、資源循環型経済システムの構築をめざすことを目的として施行された法律。

自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)

使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、自動車メーカーを含めて自動車のリサイクルに携わる関係者の役割分担のもと、使用済自動車の積極的なリサイクル・適正処理を行う。

シュレッダーダスト

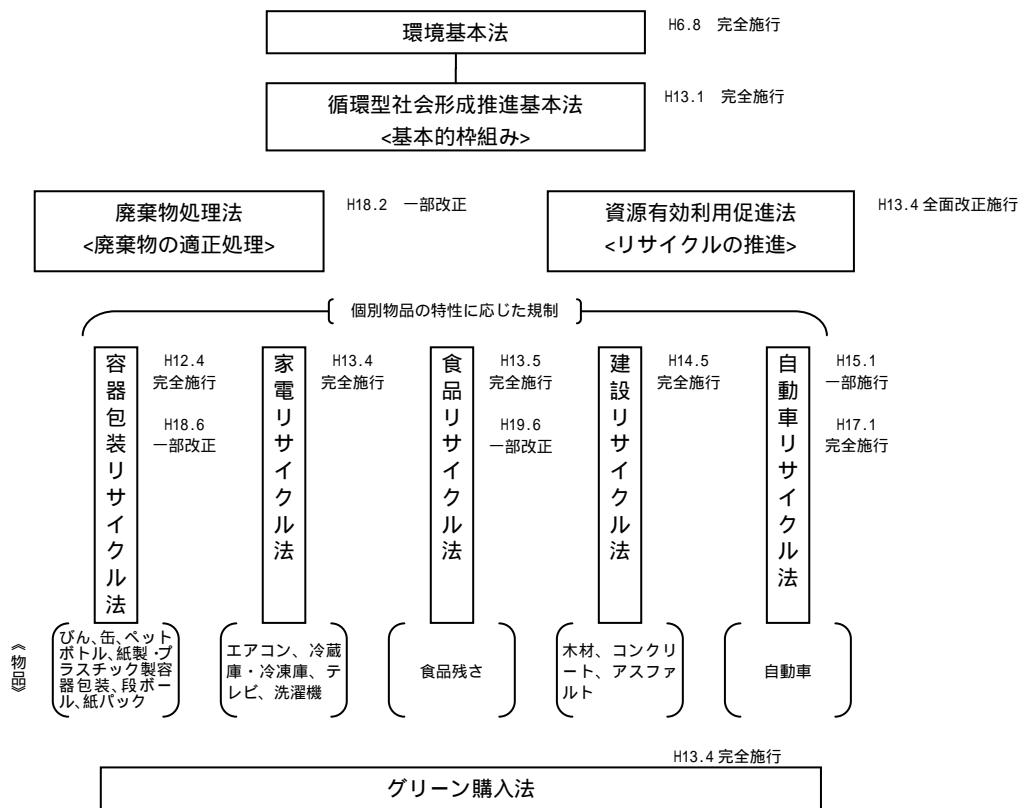
シュレッダーダストは、廃自動車や廃家電製品などを破碎処理して、金属を回収した後に残るプラスチック、ガラス、ゴム、重金属などが混ざり合った廃棄物である。自動車リサイクル法の施行後は、ほとんどが資源化されている。

循環型社会

循環型社会とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合におけるその適正な循環的な利用の促進、循環的な利用が行われない循環資源の適正な処分の確保により天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会である(循環型社会形成推進基本法第2条)。

循環型社会形成推進基本法

廃棄物・リサイクル対策を総合的、計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係諸法の整備と相まって、循環型社会の形成に向けた取組を実効あるものとするために制定された基本的な枠組み法。



資料-7 循環型社会形成推進のための法律体系

循環資源

廃棄物等のうち有用なもの。

廃棄物等とは、廃棄物及び一度使用され、若しくは使用されずに収集され、廃棄された物品又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品。(循環型社会形成推進基本法第2条)

食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

食品循環資源の再生利用、発生抑制、減量に関して基本的な事項を定め、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進して食品関係の廃棄物の発生抑制を図ることを目的とした法律。

処理業者

収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者を総称する。それぞれに廃棄物処理法に基づく許可が必要である。

処理施設

中間処理、最終処分などを行う施設をいう。

3R(スリーアール)

3Rは廃棄物の発生抑制(Reduce：リデュース)、再使用(Reuse：リユース)、再生利用(Recycle：リサイクル)の3つのRを意味している。3つのRの中で発生抑制が最も優先される。

なお「リサイクル」は一般的には資源化と同じ意味で用いるが、本計画において発生から処理・処分までの流れにおいては、有償物を含まないものに限っている。

ゼロエミッション

産業から排出されるすべての廃棄物や副産物が、他の産業の資源として活用され、全体として廃棄物を生み出さない生産をめざそうとするもの。

タ行

ダイオキシン類

有機塩素化合物の一種で、200以上の異性体が存在する。物の燃焼等の過程で非意図的に生成される。

ダイオキシン類としての毒性の強さは、各異性体の量にそれぞれの毒性の強さの係数

(TEF) を乗じた値の総和、毒性当量(TEQ)で表現する。

ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、平成 12 年 1 月から施行された法律。

多量排出事業者

前年度の産業廃棄物の発生量が年間 1,000 トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が年間 50 トン以上の事業場を設置している事業者のこと。事業概要や廃棄物処理の体制や発生抑制の取組などに関する事項等を記した計画を作成し、実施状況と合わせて毎年度報告する義務がある(廃棄物処理法第 12 条第 7 項、第 8 項、第 12 条の 2 第 8 項、第 9 項)。

中間処理

廃棄物を減量化・資源化するために行う破碎、焼却、乾燥などの処理。

低炭素社会

地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会システム。

豊田市環境保全設備等整備資金融資制度

公害を防止し、良好な生活環境の保全を図るため、中小企業者等に対し助成措置を行う制度。

豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

PCB 廃棄物特別措置法第 7 条に基づき、国が策定した「基本計画」に即して、市域の PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理について、計画的に推進することを目的とした計画。

平成 16 年 12 月に策定され、平成 28 年 7 月までを計画期間とする。

ナ行

日本政策投資銀行

日本政策投資銀行法に基づき、長期資金の供給等を行うことにより我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的として平成 11 年 10 月に設立された政府系金融機関。平成 20 年 10 月に解散し、現在は株式会社日本政策投資銀行。

熱回収 サーマルリサイクル

ハ行

廃棄物

占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却

することができないために不要になったものことで、気体状のもの及び放射性廃棄物を除く固形状から液状に至るすべてのものを含む(廃棄物処理法第 2 条)。

排出事業者

廃棄物を排出する事業者をいう。

排出事業者責任

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされ、事業活動に伴い発生する廃棄物処理に対する排出事業者責任の原則がとられている(廃棄物処理法第 3 条)。

PCB(ポリ塩化ビフェニル)

化学的に安定で、絶縁性、不燃性に優れているため、コンデンサー、トランスの絶縁油、熱媒体等に幅広く使われてきた。人の健康・環境への有害性が確認されたため、昭和 47 年に製造が中止されている。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB 廃棄物特別措置法)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の速やかな整備と確実、適正な処理をめざし、平成 13 年 7 月から施行された法律。

マ行

マニフェスト 産業廃棄物管理票

ヤ行

優良性評価制度

排出事業者が自ら優良な処理業者を選択することができるよう、廃棄物処理法施行規則に基づき、評価基準に適合する優良な産業廃棄物処理業者を判断できる制度。

容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

家庭から出るごみの約 6 割(容積比)を占める容器包装廃棄物を減量し、リサイクルを進めるために、リサイクルの制度を構築するとともに消費者、事業者、市町村の役割を示している。

溶融スラグ

溶融は焼却灰等の安定化、減容化をし、最終処分場の延命化を図る一つの方法として実用化された技術。焼却灰等の大部分を占める無機物質は 1300 以上の高温で「溶融スラグ」となり、封じ込まれた重金属は溶出が防止されるとともに、灰は 1/3~1/2 に減容化される。

高温の連続処理のため高度な焼却技術が必要

となる。溶融処理により得られた溶融スラグは路盤材やコンクリート用骨材等に利用することが可能。

ラ行

ライフサイクルアセスメント(LCA)

資源採取段階から製造・販売・使用・廃棄段階にいたるまでの製品のライフサイクルにおいて、使用する資源やエネルギー、排出される環境負荷を定量的に評価する手法である。

